

立命館大学大学院文学研究科

博士論文審査要旨

亀井大輔

『理念の現前への問い』 フッサール論を中心とした

初期ジャック・デリダの思想形成の研究

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 日下部 吉信

副査 榊原 哲也

副査 谷 徹

論文内容の要旨

本論考は、ジャック・デリダのフッサール論を総合的・総合的に理解することによって、「現前の形而上学の脱構築」と呼ばれるデリダの初期思想の形成過程を明らかにする試みである。

現在も精力的に執筆活動を続けるフランスのこの代表的思想家に関しては、これまで一面的・部分的な研究が多く、彼の初期フッサール論についてさえ、これを総体的に理解する試みが出始めたのは、ようやく近年になってからのことである。が、「発生」から「痕跡」への問題の展開や、「現象学と存在論」の関係に注目したそれらの試みに対して、ま

た「現前の形而上学」批判として一括する一般の論調に対して、本論考は、「理念の現前への問い」を、デリダのフッサール論に一貫する問題と見定め、しかもデリダのフッサール論の展開を、それぞれ「弁証法」、「超越論的歴史性」、「現前の形而上学」の語によって特徴づけられる三つの段階に整理して、その形成過程を内的連関において理解するところに、その大きな特徴がある。以下、本論考の内容の要旨を述べる。

第一章「時間・還元・理念」 『フッサール哲学における発生の問題』についてでは、デリダのフッサール解釈の第一段階である修士論文『フッサール哲学における発生の問題』(一九五三 五四)が主題化され、そこでの彼のフッサール解釈の根本構造が明らかにされる。第一節でこのテクストの全体的構成が概観された後、まず第二節では、デリダがフッサール現象学の成立を、「発生の問題」を真に捉えるための、「論理学主義」と「心理学主義」との対立の「乗り越え」として解釈しようとしていたことが、確認される。続く第三節では、フッサールの現象学的「時間」論を、デリダがいかに解釈しようとしたかが論じられる。論者によれば、フッサールが最も根源的と見なした「構成する現在」の「原印象」は、構成された非 現在との(より)根源的な総合によってのみ成り立ち、そこにデリダは、構成するものと構成されるものとの「弁証法」的な「根源的综合」を読み取っている。また、フッサールが時間論の究極に時間を構成する絶対的に自立的な意識流を見るのに対して、デリダはこの「絶対的主観性」が「他なるもの」を孕んだ「時間の自己時間化」によってこそ成り立つと解釈し、そこに「アプリアリで弁証法的な存在論的综合」を見る。デリダのこの解釈に、論者は、ヘーゲルのカント解釈の延長線上に位置づけられるハイデガーのカント解釈の影響を見、デリダの「発生の問題」への眼差しを確認する。第四節は、この「発生の問題」にフッサール現象学の根本方法である還元がどこまで迫

りうるのかを追究するデリダの解釈を明らかにしている。論者によれば、デリダは、「形相的還元」が還元を中心であり、フッサールの思索の歩みと共に「超越論的還元」へと還元が「拡大」されたと見る。しかし、フッサールにおいては発生的現象学における拡大された「超越論的還元」も、「意識によって原初的に構成されえないもの」(「ヒュレー」の根源的構成)には迫らずに、「受動的綜合」の形相、つまり構成された本質を求めてしまふ。フッサールは「発生の問題」に直面しつつも、あくまで「本質」を追及して、「実際の発生」を取り逃がしてしまふというのが、デリダの解釈である。「発生の問題」に直面すると、絶えず(本質に)還元できないものが残り続けることになるが、デリダがそこにフッサールの「不安」を見ていることを、論者は指摘する。フッサールはしかしこの「不安」を直視せずに、あくまで現象学の「理念」を保持しようとした、と見るのがデリダのフッサール解釈の基本線であり、ここに「理念の問題」が浮上するのである。第五節では、デリダがこの「理念の問題」をどう取り上げているかが論じられる。とりわけ、フッサールが「諸体験への反省的直観が無際限に続くこと」の直観に基づいて、無限な体験の統一を「カント的な意味での理念」としてなら把握しようと見るのに対して、論者によればデリダの論点は、無際限性と無限との差異を強調して、たとえ反省が無際限に続くことが直観されたとしてもカント的な意味での無限の理念そのものが直観され与えられることはない、と主張することにある。それは、現象学の根本原理としての「直観」に照らして、無限の理念そのものが直観的に現前することはないのではないか、という「理念の現前」への疑義である。しかも、論者はデリダのこの無際限と無限の区別をめぐる論点を、アリストテレス以来の「実無限」と「可能無限」の区別とも対応させて興味深い解釈を試みる。第六節では、フッサール晩年の歴史哲学への移行をデリダがどう解釈したか、またデ

リダが『発生の問題』でフッサールにいかなる結論を与えたかが確認される。フッサールは「発生の形相」を獲得するために、歴史の問題に移行して、「歴史における無限の理念」を設定し、その発生の意味への究極的到達を「無限の課題」として位置づけなければならなかったが、彼は「存在論的アプリアリ」から出発しなかったため、「アプリアリの発生」と「発生のアプリアリ」を理解することが出来なかったし、また「超越論的主観の実存的な根源的綜合」も隠されたままになってしまった。それゆえにこそ「発生」を「弁証法的に理解」する新たな解明の必要性をデリダは説く、と論者は見るのである。第七節では、デリダのこの「弁証法」概念の背景として、タオ、カヴァイエスとの関係が明らかにされ、第八節では、『発生の問題』本論完成後に書かれた「前書き」において、フッサール現象学が「弁証法の哲学」として積極的に捉えられていることが確認される。以上、「弁証法」の語によって代表されるこの段階が、論者によれば、デリダによるフッサール解釈の第一階段である。

第二章「歴史・言語・理念」『幾何学の起源・序説』について、では、『幾何学の起源・序説』(一九六二)を中心としたデリダのフッサール解釈の第二階段が描き出される。第一節ではまず、論文「発生と構造」と現象学(一九五九)が第一階段から第二階段への移行過程として位置づけられ、次いで第二節から『幾何学の起源・序説』が検討される。第二節では、「歴史の可能性の条件」の検討という『序説』の問題設定の意味が考察される。フッサールが「幾何学の起源」で問題にするのは「学問の歴史」であるが、それは「学問の理念」の登場、展開そして危機の歴史であり、それゆえ学問の歴史を含む「普遍的歴史性」が考察される。ときには「理念」がきわめて重要な位置を占める。デリダが問題にするのは、フッサールの歴史論に現われるこうした「無限の理念」の位

置づけである。論者はそこで、『序説』の議論を「歴史」、「言語」、「理念」をめぐる問題に整理し、第三節ではまず、「歴史」の問題に関するデリダのフッサール解釈を主題化する。最初に、フッサールが歴史の相対性・有限性を超えたものとして、「無限の課題」「無限の理念」としての「哲学」を強調していること、および、フッサールにおいては「歴史のアプリオリ」こそが、この「無限の理念」としての「哲学」を歴史においてテロスとして実現するための「条件」であることが確認された上で、フッサールのいう「起源の意味」への「逆行的問い」をデリダがどう解釈しているかが明らかにされる。論者によれば、デリダは「起源の意味」を、「構成する歴史」の次元に属する還元不可能な創造的「事実」の意味と捉え、この意味には「逆行的問い」によって「事実」の後から近づくことしか出来ず、しかもこの意味が「目的論のテロス」であると捉えている。また、メルロ＝ポンティがフッサールの「歴史のアプリオリ」を「ヨーロッパという一世界の本質構造」として相対化したのに対して、デリダは、たとえ事実の後から獲得されるとしても、「歴史のアプリオリ」はアプリオリである以上、獲得された後は事実に対して権利上、アプリオリ性をもち、どんな民族学的事実にも妥当せねばならぬ「普遍的歴史性のアプリオリな構造」であると捉えて、メルロ＝ポンティを批判する。しかも歴史のアプリオリは歴史に「意味」を与え「テロス」をもつから、どんな歴史も、「ヨーロッパ的な純粋な歴史性」をテロスとして目指すべきである。かくして、「歴史的アプリオリ」と「無限の理念」(としての哲学)の「テロス」とが一致し、この「テロス」としての「無限の理念」の想定こそ、「歴史性の可能性の条件」であることとなる。論者はこのように、デリダの「歴史」をめぐるフッサール解釈を讀解する。第四節では続いて、歴史の成立にあたって重要な役割を果たす「言語」をめぐるデリダの解釈が扱われる。まず、「幾何学の起源」

におけるフッサールの見解が確認された上で、デリダが「言語」とりわけ「エクリチュール」を、「理念性」とその歴史的伝承が成立する「可能性の条件」と見なしていること、しかしそこには「消失」「忘却」の可能性が生じてくるために、その危機を克服しようとしてフッサールにおいては言語表現の「一義性の命法」が想定・要請されたとデリダが見なしていることが、明らかにされる。フッサールの歴史論は「無限の理念」を「テロス」とする「歴史の目的論」であるが、この「理念」の想定を維持し、「理念性の歴史性」を成立させるために、「無限の課題」として「一義性の命法」が打ち出された、というのがデリダの論点である。論者はこうして、ここでも言語表現の「一義性」という「無限の理念」が「歴史性の可能性の条件」である、と論じる。第二章最終第五節では、『序説』における「理念」をめぐるデリダのフッサール解釈が読み解かれる。デリダによれば、幾何学の創設は、「根源的な無限化」による「極限への移行」によって、方向を示す「無限の理念」がすでに成立しているこそなされなくてはならず、「極限への移行」の基礎としての「生き生きした現在」の「根源的な現象学的時間化の運動」も「無限な未来の解放」(「未来予持の無限の運動」)が可能性として前提されてはじめて成立する。つまり、そうした「無限性の統一」という「カント的意味での理念」の意識への現前こそが「生き生きした現在」の条件である。したがって、幾何学の創設と歴史も、それを基礎づける時間意識の「根源的時間化」も、「カント的理念」を条件としていることになるが、さらに、デリダによれば、事物知覚における対象の「直観＝現前」においても、事物の十全的所与性というカント的な意味での「無限の理念」こそが「志向性を可能にするもの」である。かくして「理念」こそが現象学の「起源でありテロス」であり、まさに「現象学の可能性の条件」である、というデリダの独自の現象学解釈が論者によって浮き彫りにさ

れる。ところがこの「理念」は歴史の中で登場したものであるから、その登場という出来事は「還元不可能な事実」である。現象学による「起源への遡行的問い」は、この「事実」の意味を問おうとするが、現象学の「可能性の条件」としての「理念」の出現は、「現象学に権利上先行する根源的な事実」であり、現象学はこの理念に対してつねに「遅れている」。このような「現象学による『起源への遡行的問い』と『起源の事実』との間の「差異」と「遅延」こそ、根源的で「超越論的なもの」だとデリダは位置づける。以上が、論者の読み解くデリダのフッサール解釈の第二段階である。

第三章「現前・反復・理念 『声と現象』について」では、デリダによるフッサール解釈の第三段階、すなわち「現前の形而上学」論の成立過程が明らかにされる。まず第一節で、デリダのレヴィナス論「暴力と形而上学」（一九六四）に即して「現前の形而上学」論の成立場面が捉えられる。論者によれば、デリダのレヴィナス批判のポイントは、「無限の他者」の現前を前提するレヴィナスに対して、他者は「無限」として現前することはなく、「無際限」を通してしか理解され得ないとする点にあるが、デリダはフッサールの「他者」に対しても同様の議論を行い、「現前」を原理とする現象学における「他者」を「非現前」として位置づける。さらに、デリダはここで、ハイデガーの存在論の視点からフッサールを捉え直すことによって、フッサールにおける現前という意味での「存在の意味」の「形而上学的先取り」を指摘する。以上から論者は、ハイデガー存在論の導入がデリダのフッサール解釈の「現前の形而上学」論への移行を促した、との見方を提示する。続く第二節では、デリダの「現前の形而上学」論の概要が示される。デリダはハイデガーを踏まえ「存在＝神のような、何らかの中心をもち、それが『現前』として規定される時代」を「現前の形而上学」ないし「存在 神 論」と呼

ぶが、論者によれば、ハイデガーとデリダとの違いは、前者が「形而上学の終焉」の後に「存在の歴史」の時代が来ると考えるのに対して、デリダは「現前の形而上学」には終わりがなく、しかしその「閉域」は素描されている、と考える点にある。また、「中心の不在」による二〇世紀の「現前の形而上学」の「動揺」こそ、論者によれば「脱構築」である。第三節では、論文「現象学と形而上学の閉域」（一九六六）に即して、デリダが現象学を、「形而上学」への「断固かつ大胆な侵犯」であると同時に、「最も首尾一貫した復興」であり、「形而上学の現代革命」として位置づけたことが確認される。論者によれば、これが現象学と形而上学の関係についてのデリダの最終的定式化である。以上を踏まえて第四節、第五節で『声と現象』が検討される。論者はこの著作の議論の水準を、「本質的区別」をめぐる議論と、「意味の理念性」「カント的理念」をめぐる議論の二つに区別し、まず第四節で前者を扱う。『声と現象』では、前期フッサールの『論理学研究』第一研究における「表現」と「指標」との「本質的区別」が主題化されるが、論者によればデリダの解釈のポイントは、「表現」と「指標」を、「自己への現前」と「非現前」として区別した上で、「自己への現前」が純粹になされるはずの「孤独な心的生活」の「瞬間」においても、「非現前」が入り込まざるをえないことを、独自のフッサール時間論解釈を援用しつつ指摘する点にある。すると、意味の「理念性」を捉えるための手続きであった「表現」と「指標」との本質的区別そのものが、「理念的」で「目的論的」な区別となるが、このように、第一、第二段階ですでに明らかにされていた中期、後期フッサール現象学の前提としての「理念の現前」が、前期フッサールにおいて早くも前提されていることを論証し、これに対して問いを提起するために、『声と現象』においても再び「理念の問題」の議論が導入されている、と論者は見る。最終第五節では、この議論が検討される。

『声と現象』では「理念性」は同一のものが何度も反復して繰り返される。「反復の可能性」として捉えなおされ、「反復の可能性が理念性の条件である」とされるが、デリダの解釈のポイントは、論者によれば、

『発生の問題』以来の「無限」と「無限限」の区別に基づいて

「無限の反復可能性」という「カントの意味での理念」が想定されることによって初めて「無限限の反復」が保証され、それによって「理念性」が成立する、と見る点にある。つまり、「理念の現前」の想定こそが「理念性の条件」なのである。ところが、実際には「無限限」には「無限に続く」「保証は含まれておらず」「無限限の反復」は「有限」であるため、それは「無限の反復可能性」にはならない。まさに「無限限」が「無限」に行き着かないというこのことが、「差延」なのである。にもかかわらず、フッサールは「無限の反復可能性」を「カント的な意味での理念」として前提している。したがって、フッサール現象学は、「理念」を中心として、それを「現前」としてもつ哲学である限りで、「現前の形而上学の図式」に囚われていることになる。論者はこの、フッサール現象学を「現前の形而上学」の歴史に位置づける段階を、デリダのフッサール解釈の第三段階として際立たせている。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇三年一月十八日(土)午後一時より、末川記念会館第一会議室において公開で行われた(傍聴者十名)。以下、審査委員三名の所見を順に述べる。

日下部主査 本論は『フッサール哲学における発生の問題』(一九五四)、『幾何学の起源・序説』(一九六二)、『声と現象』(一九六七)などのデリダの初期の論文・著作を検討することによってデリダがフッサールとの対決の中で脱構築の哲学を形成して行った過程を読み解こうとす

るもので、視点が一貫しており、論文全体の論旨は明快である。ただ、フッサール哲学全体を「理念の現前の哲学」と断定することによってその脱構築を計るつととするデリダの議論をたどるに当たって、各レヴェルにおける「理念」の多義性をそのまま放置して議論を進めているために議論が全体として曖昧なものになっており、この点に恨みを残す結果になったのが残念である。例えばフッサールが『論理学研究』第二巻の第一研究において語っている「意味の理念性」はそのまま何の説明もなく「カントの意味での理念」、すなわち統制的原理としての理念と等置されてよいものであるうか。確かに「意味の理念性」をも含めて、フッサールにおける理念一般を「カントの意味での理念」に還元して行くところにデリダの戦略があつたということもできようが、その「デリダ」を議論の対象にする論者がそのままデリダの戦略に乗って彼の議論を無批判的にたどつたのではデリダ論にならないのではないか。「理念性」と「理念」を明確に差異化した上で、それらを同一化しようとするデリダの議論そのものを議論の俎上に乗せねばならないのではないか。両理念の区別の曖昧性はまた『幾何学の起源』におけるフッサール歴史哲学のキー・ワード「歴史的アプリアリ」の本論文における取り扱いにも悪影響を及ぼしている。果たして「歴史的アプリアリ」は「無限の理念」のみ還元されるものであろうか。それがデリダの戦略であるなら、その戦略そのものを批判検討しなければならないのではないか。いずれにせよ「歴史的アプリアリ」は本論文において終始不明瞭なままにとどまっている。ただし、以上に指摘した諸点は論者のデリダとの距離の取り方に起因する問題であり、デリダとの論者の距離が不十分であることが本論文をきわめて不明瞭なものにしているという点を特に指摘しておきたいと思う。

さて、以上のような点を指摘しうる一方、本論文が初期のデリダ論と

して一貫した視点をもって論じられている点は評価することができる。フッサールを「現前の形而上学」として脱構築して行くデリダの議論が上掲の三テキストに即して克明にたどられている点も学位論文として好感が持てる。特にデリダの修士論文『フッサール哲学における発生の問題』がこういった観点において取り挙げられたことはこれまで余り例がなく、本論文は結果としてデリダのフッサールに対する論点が当初から「理念の現前の問い」であったということをおそらく実証する形になっており、この点に本論文のオリジナリティを認めることができよう。

以上、本論文に対して積極点、消極点を様々に指摘しうるが、これらの諸点を総合的に勘案するとき、本論文は学位を請求するに十分値しているかと判断される。

神原副査　本論考は、これまで「現前の形而上学」批判として一括して理解されてきた初期デリダのフッサール論を、先行研究とは異なる「理念の現前への問い」という視点の下に総体的に理解し、しかもその形成過程を三つの段階に区分し、その内的連関をも明らかにしながら追跡して、「現前の形而上学」論の、これまで隠されてきた前提を明らかにした、内外に例を見ない新たな視点を提起した論考である。とりわけ、「理念の現前」に問いを差し挟むデリダの視点を、「無限」と「無際限」の区別から読み解く解釈は先行研究にない独自のものであり、そこから「差延」や「脱構築」といったデリダの中心概念にも、これまでとは異なる光が当てられている。論者のデリダ解釈のオリジナリティを明らかに示す論考である。

ただし、本論考の論の詳細に目を向ければ、疑問点や不十分な点がないわけではない。例えば、デリダのフッサール解釈を貫く「理念の現前」への問いを第一段階において動機づけたのは、原印象よりも根源的な「根源的综合」への眼差しであったが、この事態はその後、どのように

捉えなおされていったのか。おそらく、第二段階における「還元不可能な事実」（起源の事実）や、第三段階における「差延」がこれと密接に関係していると思われるが、本論考においては、これらの関係は必ずしも明らかではない。

また、「歴史的アプリオリ」を論者が具体的にどう理解しているかも、本論考からは、必ずしも明らかにならない。論者はある箇所で、「歴史的アプリオリ」が「無限の理念」の条件であり、無限の理念の想定が「歴史性の可能性の条件」である、と述べているが、別の箇所では「歴史的アプリオリ」に不可欠なものである、「無限の理念」という言い方もなされている。「歴史的アプリオリ」が「無限の理念」を可能にするのか、「無限の理念」があつてこそ「歴史的アプリオリ」が成り立つのか、論者の叙述は明確でない。また、「歴史的アプリオリ」は「普遍的歴史性のアプリオリな構造」と規定されるが、必ずしもその内実は明らかにされていない。おそらくこの「歴史的アプリオリ」も、第一段階で「根源的综合」と呼ばれたものと深く関係すると思われるが、どうか。さらなる説明が望まれよう。

さらに、「無限」と「無際限」の区別に関しても、これら両概念をめぐる論者の論述には曖昧な点があるが、これは、デリダのフッサール解釈とデリダ自身の考え方が、論述において明確に整理されていないことに起因する曖昧さであると思われる。「無限」と「無際限」、「直観」、「現前」をめぐる関係を概念的にさらに明確にすることが求められよう。以上のように、幾つかの疑問は残るものの、本論考は、その視点と解釈のオリジナリティにおいて、学位請求論文として十分に高く評価されるべきものと思われる。

谷副査　本論文は、全体として、「……デリダの思想形成の過程を、デリダのフッサール研究・解釈の変遷との関係のなかで、解明しようとする

るものである。デリダが、ハイデガー以後、最も重要な哲学者のひとりであるという点では、すでに共通認識が形成されていると言えよう。しかし、その初期の現象学的諸研究そのもの『フッサール哲学における発生の問題』の刊行以前には『幾何学の起源・序説』がいわばデビュー作として理解されていた。思想形成については、これまでほとんど明らかにされてこなかった。本論文は、この時期の思想形成に光を当てようとするものである。

論者は初期デリダの思想形成の過程を大きく三段階に分けるが、こうした仕方での段階的な思想形成の研究は、これまでになかったものである。また、とりわけ、第一段階で扱われる『フッサール哲学における発生の問題』についての詳細な研究は、本邦ではおそらくはじめてのものである。このパイオニア的研究は、評価されてよい。さらに論者は、これらの三つの段階を貫いて「理念の現前」が、デリダの思想形成の継続的なモチーフになっているとみなす。この視点も新たなものである。こうした意味において、本論文は全体として、従来にない新たな研究の視座を開くものと言えよう。

ただし、従来の『声と現象』における「現前の形而上学」としてのフッサール批判を軸にデリダのフッサール論を理解する研究（の欠点）について、もう少し言及してほしかった。本論文の研究成果から、従来の捉え方はどのように変更されるべきなのか、逆にまた、従来語られてきた諸論点はどのように新たな意味を与えられるのか。研究は、先行研究との（継続的・批判的）関係のなかから生まれ、先行研究を変更していくものであるから、こうした言及は、十分になされるべきだからである。

本論文の個々の立論に関していえば、まだ論述が不明確な箇所、あるいは、問いが十分に展開されておらずテクストの表面を流れていくよう

に感じられる箇所がある。さらに本論文全体を理解する鍵となる「諸概念」についていえば、いくつか問題が感じられる。具体的には、「理念」と「理念性」の区別（語義）と関係、「超越論的」と「アプリアリ」の区別（語義）と関係、「存在」という概念の多義性、「現前」という概念の多義性、「歴史」という概念の含蓄などが十分に解明されていない。また、デリダ自身の思想形成という点からすれば、フッサールとの関係のみならず、あるいは第二段階以後では、それ以上にハイデガー、そしてまた「暴力と形而上学」以後はレヴィナスやその他の思想家との関係が主題化されるべきであろう。こうした点は、著者自身も自覚しており、今後の課題となるだろう。

しかし、こうしたいくつかの問題点を勘案しても、本論文の研究成果は、その新しさ・独創性において十分に価値のあるものであり、今後のこの方向での研究にとってひとつの橋頭堡となるものと認められる。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、立命館大学大学院文学研究科博士課程後期課程に在学中に、本論文に付された参考論文四篇（本論文第一章と第二章の骨子をなす）のうち二篇を学術雑誌にすでに公表し、残る二篇も学術雑誌への掲載が決定するに至っている。またいくつかの学会発表を行い、そのつど学界においてしかるべき評価を得ている。そこで文学研究科委員会は、本人の既発表論文内容・経歴等により関連科目に関する十分な学力の所持者であることを認め、本学学位規程第二十五条第一項によりこれに関わる試問の全部を免除した。

当審査委員会は以上を踏まえ、本論文と関連論文に対する評価、論文審査の結果、その他学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十

八条第一項により、博士（文学）立命館大学（）の学位を授与することを適当と認める。

倉橋 正 恵

『近世後期江戸歌舞伎の基礎研究』

役者及び上演史研究資料の意義と展開

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 真 下 厚

副査 彦 坂 佳 宣

副査 阪 口 弘 之

論文内容の要旨

提出論文は、第一編「役者研究資料」、第二編「上演史研究資料」、資料編『江戸歌舞伎年代記（続芝居年代記）』（翻刻）からなっている。近世・後期歌舞伎における役者と上演史の研究をおこなう上で基礎資料とすべき新たな資料群を発掘し、歌舞伎研究資料としての性格や位置づけについて論じ、それにもとづく具体的な研究の成果を提示してその有効性を実証しようとしたものである。

第一編は、従来の歌舞伎研究において取り上げられなかった「役者似顔給金付」「役者評判絵」「江戸板一枚摺役者評判記」とよばれる資料群を取り上げ、それらが近世中・後期の歌舞伎役者の実態を探る上で重要な資料的価値を持つものであることを明らかにしている。第一章「役者似顔給金付」では、江戸三座へ出演予定の役者を取り上げて定期的に刊行されていた墨摺半紙三枚一組の「役者似顔給金付」とよばれる印刷物

が役者名鑑の性格を有するものであり、そこに記される給金額からは役者の格付や情報を知り得るとし、演劇研究の第一級資料とされる「役者評判記」に匹敵する資料的価値を持つことを明らかにする。第二章「役者評判絵」では、主に文久期から明治初期にかけての江戸で制作された風刺画の一種である「役者評判絵」を取り上げて演劇資料としての位置づけをおこない、その研究上の資料的価値について提示する。この資料群の詳細な分析から江戸劇界の動向を視覚的に理解できる資料であることと、また「役者評判記」に代表される文字資料とは異なる視点を提示するものと位置づけている。第三章「江戸板一枚摺役者評判記」では、幕末期の江戸において役者の評判を記す出版物の一つとして刊行された一枚摺形態の役者評判記を取り上げ、それらが興行評中心の「役者評判記」とは異なつて個人的な内容も含めた役者の個人評に重きを置いたものであり、また「役者評判記」から独立したものであつて、当時の江戸における歌舞伎役者たちに対する独自の評価を探ることができる資料として大きな価値を有していることを明らかにする。第四章「幕末期の四代目中村芝翫と五代目坂東彦三郎」及び第五章「腕競東都之花形」から見る幕末江戸歌舞伎界の様相」では、役者研究資料としての前記資料群を駆使しながら幕末期江戸歌舞伎界の役者の活動実態に迫ろうとするものである。第四章では、幕末期の江戸歌舞伎界を支え、明治期へと変遷する演劇界の中で主要な役割を果たした四代目中村芝翫と五代目坂東彦三郎に注目し、幕末期の両者の関係と芸の相違点を詳細に検証し、従来の演劇研究において一般的に用いられてきた「役者評判記」の資料としての限界性と前記資料群の有効性を提示している。第五章では役者評判絵「腕競東都之花形」をとりあげ、幕末江戸歌舞伎界における役者の評価や評判を明らかにしている。

第二編では、歌舞伎上演史研究の資料として『花江都歌舞伎年代記続

編』、『江戸歌舞伎年代記』を取り上げ、その資料的価値や成立事情について考察する。第一章『花江都歌舞伎年代記続編』では近世後期江戸歌舞伎の上演史及び関係諸記事をまとめた石塚豊芥子編『花江都歌舞伎年代記続編』を取り上げてその成立事情について考察し、歌舞伎上演記録としての資料的性格を論じる。第二章『江戸歌舞伎年代記(続芝居年代記)』では国立国会図書館蔵の歌舞伎年代記『江戸歌舞伎年代記』を取り上げ、従来『江戸芝居年代記』の続編のように認識されていたものが『江戸芝居年代記』とは別人の手によって編纂された、編者の自筆稿本である可能性が高いと説く。そして、『花江都歌舞伎年代記続編』と上演記録の収録年代が重なっているが、それとは別の独自の記録を収めるものであつて、上演史資料として貴重な価値を有するとする。第三章「年代記」の展開と近世後期における芸能文化の考察」では、歌舞伎年代記と役者や個人の年代記を併せ考察し、両者が密接な関係にあることやその成立が江戸・上方の地域文化としての差異を反映させていると論じる。

論文審査の結果の要旨

一、この論文の審査は二〇〇三年八月二十五日午後二時より三時間に行われ、末川記念会館第四会議室を会場とし、三名の審査委員によっておこなわれた。

二、この論文に対する三名の審査委員の一致した見解は、以下のとおりである。

第一編について

従来の歌舞伎研究において殆ど取り上げられることがなかった「役者似顔給金付」「役者評判絵」「江戸板一枚摺役者評判記」とよばれる印刷

物について丹念な資料調査を行い、数多の資料を年代順に整理することによってそこに読みとられる情報から近世中・後期の歌舞伎役者の「評判」に迫ることができることを明らかにしたことは高く評価できる。

第一章は、「役者似顔給金付」が江戸において「役者評判記」と並ぶ歌舞伎資料であることを論じ、とりわけ「役者評判記」の資料価値が問題となる幕末期の役者資料としての価値を見出した点が評価できる。第二章は、「役者評判記」を幕末から明治初期にかけての演劇資料として捉え直そうとする。これが役者の順位付けを嫌う世界のなかで敢えてタブーに挑んだ資料だとする位置づけは一応功を奏しているといえよう。しかし、こうした順位付けは芝居世界のなかで了解されたものとも解せられ、更なる考察が求められよう。

第三章は、第一章、第二章同様、八文字屋系役者評判記の衰退を補う演劇資料として、「江戸板一枚摺役者評判記」の価値を説いたもので、その資料的価値を喚起させることには成功している。ただ、その評者の視点がいずれの立場に立ったものなのかについての考察を欠いている点は資料の厳密な位置づけを究明する上で問題であろう。第四章は、第一章から第三章までに取り上げた資料を用いて、四代目中村芝翫と五代目坂東彦三郎のライバル関係を浮かび上がらせようとしたもので、それなりに明確化されているといえる。ただ、資料の読み取りについてやや浅い点があるのは残念である。第五章は、『腕競東都之花形』の資料価値を明らかにし、慶応二年の江戸歌舞伎界の役者動向をよく浮き彫りにしたものとして高く評価できる。

第二編について

歌舞伎上演史研究の資料についてその資料的価値や成立事情について考察しようとしているが、いずれの章も資料についての解説紹介にとどまっているといえ、更なる考察が望まれよう。

第一章は石塚豊芥子編『花江都歌舞伎年代記続編』を取り上げたものであるが、国書刊行会の原稿を調査したにとどまっている。自筆稿本や写本類の発見に及んでの論が期待されるところである。第二章は資料編の資料翻刻を踏まえた上での考察であり、こうした作業を経て当該資料を位置づけている点は評価できる。しかし、この資料の意義を説くまでに至っていない点は惜しまれる。第三章では、『八代目市川団十郎一代狂言記』が『花江都歌舞伎年代記続編』に依拠したものであり、豊芥子の著述になるといって考証は説得的であり、評価できる。

審査の結果の総括

本論文は、著者の発掘した新資料を多くその対象としたものであり、その資料価値を論じたことは従来の研究を越えるものであり、評価できる。また、その応用方法を示してみたことや以上の諸資料によって当時の歌舞伎文化に多角的に迫ろうとしたことも評価できる。資料群・曲目、役者とその情報などは膨大であり、相互の関連性や齟齬を解明しつつ書誌的な研究から文化的な研究へと組織化していく技量は高度なものが認められる。

以上のごとく、本論文はいまだ不十分な面もあるが、こうした多くの新見が含まれているので、博士の学位に適したものと認められる。

試験または学力の確認の結果の要旨

申請者は、本論文に付された参考文献七本（本論文の第一編及び第二編第二章、資料編の骨子をなす）を学術雑誌に公表し、またいくつかの学会発表をおこない、学界においてしかるべき評価を得ている。そこで、文学研究科委員会は本人の既発表論文内容・経歴等により関連科目に関する十分な学力の所持者であることを認め、本学学位規程第二十五条第一項によりこれに関わる試問の全部を免除した。

当審査委員会はこれらの点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

齊藤（新井） 千恵

『近世古典劇上演史研究の方法と資料』

演出の生成と展開を中心に 『

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 真下 厚

副査 彦坂 佳宣

副査 阪口 弘之

論文内容の要旨

提出論文は第一編「演出史研究の方法と実践」、第二編「芸能資料としての草双紙」からなっている。近世古典劇の上演史について、従来から用いられてきた番付類・台帳・正本・役者評判記・役者絵などの資料に加え、草双紙を中心とした文学作品中の演劇表現を資料として用いることよって演出の生成や変化の実態を究明しようとしたものである。

第一編は「助六」・「仮名手本忠臣蔵」・「菅原伝授手習鑑」の三作品について、同時代資料から読み取ることのできる演出の実態、原作浄瑠璃と演出との関連、近現代の記録に残る演出とこうした演出との関連、各演出の生成や変化時における劇界の動向の四点に着目してその上演史を検証している。第一章「助六」の初期演出 草双紙から読みとれるもの」では、まず草双紙を上演資料として用いるための方法論を提示する。歌舞伎「助六」を事例として取り上げ、上演資料類に草双紙を加え

ることによってその初期演出のかたちを明らかにし、助六の持ち物である尺八が一時期資料上に表われないことからこの演出が変化した可能性を指摘する。第二章「助六劇固定化の要因に関する憶説」では尺八を用いた演出の定着を手がかりに「助六」劇固定化の要因に迫り、役者の家の芸継承に関わる問題としてその事情をつぶさに明らかにする。第三章「仮名手本忠臣蔵」五段目の初期演出」では番付類・役者絵・評判記などの上演資料に加え、狂言絵・草双紙などにみられる画証資料を用いて考証し、従来の研究では明らかでなかった演出の変遷を詳細に跡づける。第四章「仮名手本忠臣蔵」六段目の初期演出」では、第三章と同様の方法を用いて初期演出の変遷について考証し、現行演出の生成について検討を加える。第五章「菅原伝授手習鑑」寺子屋の演出」では、今日伝わる寺子屋の松王丸の演出が四代目市川團十郎によって創始されたとする通説について検討する。従来通説となっていた雪持松の衣装について四代目團十郎以前に遡ることを示し、また歌舞伎の入れ事である「無礼者め」の型や一時的に用いられていた「胴丸」の衣装について変化の実態に迫り、「寺子屋」における型の成立について究明する。

第二編は草双紙を芸能資料として扱う上での問題点を論じたものである。その成立時期や成立事情に不明な点があり、そのままでは上演資料として扱うことが難しい作品について、書誌的・内容的な検討を加えることによって資料的位置づけを明確にし、芸能資料としての今後の活用之道を開こうとしている。第一章「狂言絵尽」仮名手本忠臣蔵」の成立」では、草双紙と狂言絵尽の中間に位置する作品を取り上げる。この作品からは版元丸屋小兵衛の出版物の特徴の変化から刊年を推定し、また内容の面からは周辺の上演資料との比較や当込まれた役者の動向を追うことによつてこの成立時期を考察し、資料としての位置づけについて論じ

る。第二章「鳥居清経画の五冊物草双紙」仮名手本忠臣蔵」・「菅原伝授手習鑑」・「千本さくら」について」では、従来殆ど触れられてこなかった三作品について書誌面・内容面から比較検討することによって、これらが連作であったとしてその成立時期についての検討も行なう。第三章「赤本」『獣芸尽』について」では、立命館大学西園寺文庫所蔵の赤本「『獣芸尽』」を取り上げ、その作品中に描かれる芸能表現について考察する。この書が享保十四年（一七二九）に渡来した象を描いた作品として、現在のところ他の所蔵機関に存在が確認されていない稀覯本であることを明らかにし、作者・成立時期の検討及び渡来象や見世物興行の実態を描いた箇所の内容検討を行なうことによつて出版史・芸能史上の位置づけを試みる。そして、草双紙がその初期段階から芸能と密接に関わっていたと論じている。第四章「黄表紙」忠臣蔵壁楽書／人唯一心命」では、寛政五年（一七九三）刊の黄表紙を取り上げ、そのなかに見られる芸能に関連する表現を上演の補完資料として用いることの有効性について論じる。その改変の多さから資料として用いることが困難と考えられがちであった黄表紙について、その改変部分が芸能資料として貴重な価値を有していると論じている。

論文審査の結果の要旨

- 一 この論文の審査は二〇〇三年八月二十六日午後二時より二時間半にわたり、創始館プロジェクト研究会室三〇三を会場とし、三名の審査委員によつておこなわれた。
- 二 この論文に対する三名の審査委員の一致した見解は、以下のごとくである。

第一編について

近世歌舞伎古典劇上演史の研究において、従来から資料として用いら

れてきた番付類・台帳・正本・役者評判記・役者絵などに加え、新たに草双紙を中心とした文学作品中の演劇表現を資料として用いることよってその演出の生成や変化の実態を究明しようとしたもので、それらの資料の取り扱いや分析は緻密であり、またその方法は明確で独自性が認められるものであって、高く評価できる。ただ、こうした論が将来的にどのような演出史の構想に至るのかという点を示すことも必要であったと思われる。

第一章は前期草双紙の上演資料としての有用性を論じた総論としてよくまとまったものである。多くの黄表紙を博搜し、緻密な分析を通してその有用性を提示することに成功している。第二章は、尺八を持たない演出時期があった後に再び「持つ演出」に戻り、固定化されてゆく経過をよく明らかにしている。その背景となる役者の人間関係を浮かび上がらせた点も評価できる。第三章はその演出の変遷を丁寧な跡づけたものとして評価できるが、画証の読み方にやや問題を残す部分もある。第四章は、丁寧な論述であるが、切腹の場面での勘平の衣装を緋の衣装とする初期の演出には御霊信仰との関わりを指摘するところなど、検討を要する点もある。第五章は従来の通説に再検討を迫るもので、「雪持松」についての考証などよくまとまっている。

第二編について

草双紙を芸能資料として扱う上での問題点を論じたものであり、その目的と方法は明確で分析は緻密である。幾つかの事例を取り上げている研究で、そこには著者なりの全体像への目論見もつかがられるようでもあるが、より明確に総合化の構想を示すべきであったと思われる。

第一章は、『狂言絵尽』『仮名手本忠臣蔵』がもと草双紙として作成され、明和八年に中村座狂言絵尽として刊行されたと推測し、その経緯について考証しているが、それはほぼ成功しているといえ、大変興味深いもの

である。第二章は、これらが連作であったことやその成立時期について、妥当な結論と思われる。ただ、「連作」という用語には検討の余地がある。第三章は、赤本の資料紹介を行ったものとして、よく目配りされた論である。第四章は、黄表紙の演劇資料としての可能性を具体的に追究した論で、興味深い掘り下げが認められ、高く評価できる。

審査の結果の総括

以上のごとく、本論文は全体として優れた達成をなしたものとして評価できる。考証が型にはまるものでなく、周縁資料にも十分に目配りがなされ、独自の見解を随所にもせたものである。課程博士論文として相應の水準にあると評価されるものであり、博士の学位に適したものと認められる。

試験または学力の確認の結果の要旨

申請者は、本論文に付された参考論文六本（本論文の第一編第一章・第三章・第五章及び第二編第一章から第三章の骨子をなす）を学術雑誌に公表し、またいくつかの学会発表をおこない、学界においてしかるべき評価を得ている。そこで、文学研究科委員会には本人の既発表論文内容・経歴等により関連科目に関する十分な学力の所持者であることを認め、本学位規程第二十五条第一項によりこれに関わる試問の全部を免除した。

当審査委員会はこれらの点を総合的に判断して、本学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

田 原

『谷川俊太郎論』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 上田 博

副査 真下 厚

副査 安森 敏隆

論文内容の要旨

谷川俊太郎は戦後日本現代詩壇において最も重要な詩人の一人である。全体的に見れば、谷川詩には二つの大きな特徴がある。一つは「言語本位」で、いわゆる「純粹詩」(読者を時に意識しない詩)の創作、もう一つは「人間本位」で、いわゆる一般の読者に向ける大衆的な「優しさの重み」がある作品の創作である。この二つの傾向によって、谷川詩は多くの読者を持ち、「国民詩人」と言われていると考えられる。

谷川俊太郎は詩への出発期から、自然や命、生活、あるいは死と生、愛情などについて関心を持っていた。人類愛を平明かつ新鮮なことばで語った豊かなイメージの世界が谷川詩の特色であり、谷川の詩的空間の広さである。一方、谷川詩には、人間の本能、原始的な感覚を描いた作品(例えば「水の輪廻」や、言葉遊びシリーズの作品(例えば『ことばあそびうた』)もある。谷川俊太郎のように、多産で高質な作品を創作し、独特の詩歌体系を持っている詩人を研究するのは容易なことではない

が、本論文は谷川詩の普遍的意義と多元的創作手法、及び芸術性という視点から本論を組み立てている。

本論の構成は序章、本文、結論の三つの部分から成る。本論では、谷川俊太郎概論のほかに、翻訳の実践の場から見た谷川の詩世界、中国現代詩との比較を通じて見た谷川詩の多様性、中国における谷川詩の受容から見たその普遍的意義、『定義』と『minimal』両詩集から見た谷川詩の変遷などについて、それぞれ考察し論述した。

第一章で谷川俊太郎の詩集について鳥瞰を試み、詩人としての輪郭を描こうとした。主に谷川詩の変化を中心に、個別の作品についての分析を通じてその変化を把握し、とりわけ谷川詩の存在価値と独創性を明らかにした。

処女詩集『二十億光年の孤独』から最新詩集『minimal』まで、彼の成長値は出発時の高度からずつと上昇の趨勢を保っていると言える。その上昇の幅は七〇年代以降、さらに顕著である。分量だけから見れば、谷川は五〇年代と六〇年代に四冊ずつ、二十年間にあわせて八冊の詩集を刊行した。五〇年代に発表された「二十億光年の孤独」は谷川の最も代表的な作品と見做されている。一人の青年の孤独感、失意、突然の憂鬱、感傷性、自然からの沈黙の響きなど、この詩は一九七五年に出版された詩集『夜中に台所でぼくはきみに話しかけたかった』に収録された短詩「芝生」と姉妹編のようである。大岡信は「詩人をみごとに素描した自画像」であり、「宇宙孤独病とでも名づけるべき、特殊な孤独感である」と評している。六〇年代に入ってから谷川詩の詩風の変化の激しさは明らかである。その具体的現われとしては、詩集『あなたに』が挙げられる。

六〇年代に入ると女性に関する詩が多く見られる。それは詩人の短い結婚生活と直接の関係があると思われる。それらの詩の中では、想像の

女、生活の中の女、肉体の女などさまざまな姿が描かれている。愛情に對しての疑いと自己鞭撻、優しさと猛烈さ、矛盾と噛み合いの二元對立などが表現された。六〇年代の作品では「水の輪廻」という詩が注目されるべきである。人生と自然との親睦、原始的本能の発露、歴史と未来、理想と現実の交錯などが表現された。

七〇年代に入って谷川の創作手法の多元化は全面的に展開された。最も評価されるのは『定義』である。この散文体の詩集の存在意義は『二十億光年の孤独』に匹敵する。そしてこれは谷川詩の道標になる。日本語の曖昧性を打破し、一つの意味・意義を明白で的確に表現しようとする実践は、この詩集において成功した。『空に小鳥がいなくなった日』も七〇年代の代表的な詩集である。とりわけ「必要」、「私が歌う理由」、「裸」、「ほほえみ」及び「空に小鳥がいなくなった日」が注目される。また『ことばあそびうた』シリーズも無視できない存在である。「かつば」、「いるか」、「ののはな」などの作品は、日本の読者に広く受け入れられ、各種の国語教科書に採用された。これらの詩は日本語の表音文字である平仮名の持つ曖昧さをうまく利用して表現している。韻律が意味に勝って、日本語の現代詩に積極的な意味を持っている。

八〇年代に両親が相前後してこの世を去ったことと、九〇年代の詩人自身の三回目の離婚も詩人に大きな感情の衝撃を与えた。詩集『世間知ラズ』の「父の死」が最もよい証明である。この詩の内容は現実に密着し、思想容量が次第に拡大され、人生の感情体験もより円熟して展開されて、作品をさらに高いレベルまで上昇させた。

第二章においては、筆者の翻訳者としての立場から、谷川俊太郎など日本現代詩人の翻訳の実践を通じた対比・検証によって、谷川詩への理解を深めた。特に「水の輪廻」という詩をとりあげて考察した。

翻訳者として見れば、例えば、同じ「キ」を主題とする作品にも、谷

川は時には「木」を使い、時には「樹」を使っている。「木」という漢字は、現代中国ではただ材木の切れ端、丸太の総称として使われている。それに対して日本語では、「木」と「樹」が同じように樹木と理解されても差し支えないが、両者の使い分けも可能である。これは日本語の特徴であり、長所でもある。しかし谷川詩を翻訳するとき、谷川がなぜ「木」を使い「樹」を使わなかったか、あるいはなぜ「樹」を使い「木」を使わなかったかということを考えねばならない。これだけで翻訳時に余分な思考をさせられる。谷川が「木」や「樹」の詩を書く際、意味が同じでも表記の異なる漢字を使ったのは、きつと特定の心理的背景と創作動機が潜んでいるからに違いない。こつこつことは中国語にはありえない。中国語の意味と概念は基本的に決まっているため、はつきりと把握されるからである。「樹」と書くとはそれは「樹」となり、「木」と書くとはそれは「木」となる。「樹」と「木」とは別々の概念である。こつこつした言語自体の特性から見れば、日本語を中国語に翻訳するよりも、中国語を日本語に翻訳するほうがより簡単だと言えるかもしれない。そして日本の現代詩が、いまなお世界において強烈な反響を引き起こしたことがないのも、日本語特有の訳し難さが一因であると言ってもいいようである。

「水の輪廻」において、「水」は歴史の長い流れのように、遙か太古から未知の未来へ向けて流れてゆく。民間伝承、歴史物語、現代文明、感性の知恵もこの川水に巻き込まれて流れてゆき、これらのイメージを豊かにする。「水」は恒久的な生命の啓示と理解され、その中にはさらに広大な意義を孕んでいる。全詩を貫く主なイメージとして、「水」は詩人のあらゆる知恵、感覚と日本文化の歴史典故を貫いてきたチェインのようである。その中に重々しくリズムミカルな表現もあるし、優しくてなめらかな告白もある。この作品において「水」は、大地と太陽と同

じく人類の生命の本源であるだけでなく、例えば洪水、津波、暴雨などのように残酷無情の一面も持っている。「水」は万物を哺育する聖水であり、陰謀や罪悪を育む深淵でもある。このように詩人は「水」を通じて生命の輪廻を表現したのである。詩人谷川俊太郎の成長してきた環境と文化背景を見れば、詩人の生活する島国の「人間は海から誕生したのだ」という生命の起源に対する考え方が浮き上がってくる。

第三章では、谷川俊太郎の創作において重要な位置を占める詩集『定義』について分析した。谷川はフランスの詩人ボンジュの影響・示唆を受けて『定義』を創作したとの直話によって、谷川の『定義』とボンジュの「物の味方」とを比較した。

『定義』という詩集の意義は、言葉を最大限により原始的な秩序に回復させ、言語を言語の本質に戻らせようとするところにある。それによって、定義についての命名のために立脚点を見つけ、その定義を言葉の中から浮かび上げさせ、その存在意義を露呈させる。ある作品、例えば「非常に困難な物」、「道化師の朝の歌」、「灰についての私見」、「鉄」、「コップへの不可能な接近」、「コップを見る苦痛と快樂について」などにおいて虚構と隠喩の方法を用いている。詩人がここで演じたのは言語弁護士のような役である。

第四章は谷川俊太郎の「木」をテーマにした作品を中国詩人の作品と対照した。

第五章は、谷川俊太郎の生き生きとした作品に流露する独創的精神が、中国詩人や読者を傾倒させた現象から着手して、中国における谷川俊太郎の受容を翻訳から考察した。そして、谷川俊太郎の三回の訪中や中国詩人との交流についても紹介・論述した。

第六章で取り上げたのは、谷川俊太郎が七年の沈黙の後に刊行した『minimal』である。三行で一節をなすという短句風の形をとった詩集

を、谷川の創作手法に関する新たな模索と見做して論じた。

谷川は一九九六年、しばらく詩から遠ざかりたいと言い、すべての専門詩誌から離れて、長男のバンドと共に詩を朗読しながら日本国内を巡回することを始めた。二〇〇二年五、六、七月号にわたって『現代詩手帖』が毎号十編ずつ計三十編の谷川の新作を掲載し、七年間の沈黙は破られた。この沈黙の中で、谷川は詩人としてのもう一つの出発を模索していたのだと言える。つまり彼は、今まで出したことのない声を出そうとしているのである。その主題は谷川の一貫した価値観にそったもので、生命、人間性、生きることの展開である。ごく普通の日常生活のこともらも詩のレベルまで昇華され（例えば「座る」、「小憩」、「嘆く」、「葉書」など）それは各作品の主旋律となっている。詩の言葉のリズムについて、谷川は意識的に以前の作品の速いテンポを落とし、わざと「遅い」リズムを追求しているようである。谷川は今世界に興っている「遅い文化」へのあこがれの気持ちを表し、アメリカの現代詩人ゲリー・スナイダー（G. Snyder）を例にひいて説明する。谷川の新作は、以前の気宇壮大で激情に満ちあふれた作風とはちょうど正反対になっている。これは彼が古稀を迎えて経験や想像力が減退しているからというわけではない。まったく彼が意識的に追求した結果なのである。それらの新作の言葉は原始的なむきだしの感じがする。このむきだし感は、当然彼が意識的に無意識的に行なうところの、言葉を言語本来の面目や秩序へと還元せよとする努力と関係があり、真実・本源へ帰還するための表現方式である。

論文審査の結果の要旨

一 この論文の審査は二〇〇三年七月二十四日、午後四時から六時の二時間、創思館会議室にて、傍聴者同席の下で、三名の委員によって実

施された。

二、本論文に対する三名の委員の一致した見解は以下の通りである。

本論文は、谷川俊太郎の第一詩集「二十億光年の孤独」(一九五二)から最新詩集「minimal」(二〇〇二)までの谷川詩の変化と特徴、独自性を鳥瞰しようとした壮大な構想を持つもので、研究史上画期的な意義を持っている。

上記の構想を具体化するために、各年代の特徴を理解するに必要な作品集「二十億光年の孤独」(一九五二)、「あなたに」(一九六〇)、「定義」(一九七五)、「メランコリーの川下り」(一九七八)、「女に」(一九九一)、「世間知らズ」(一九九三)、「minimal」(二〇〇二)を選んでおり、適切な見方を示している。

「二十億光年の孤独」において、谷川は「宇宙孤独病」と名付けられる「自画像」を示していて、以後の谷川詩の多彩な詩的展示を予想させるものとなっている。「メランコリーの川下り」の中の「水の輪廻」は、民間伝承、歴史を交叉させて現代文明の断絶と連続性を描き、「あなたに」と共に、谷川の現実意識の深みを示す作品になっている。「定義」は、谷川本人の直話をヒントにして、フランス・ポンジエの「物の味方」の影響を明らかにし、日本語の曖昧な言語特質を日本語によって打破し、再定義しようとする意図を持つ作品集であって、第一詩集同様、重要な位置を占めるもの、としている。

最新詩集「minimal」は七年間の沈黙の後に刊行された詩集で、日本の俳句に比べられる短詩であって、「宇宙孤独病」に発した谷川詩が「minimal」の単純に到達したことを明らかにした。

本論の第五章は、一九九九年から二〇〇二年の間の三回にわたる谷川の訪中と講演、対談に、随行者として、又対談の相手として現代中国の詩人と読者のかけ橋の役目を果たした論者の、具体的な行動が描かれていて有益である。この過程において論者は、谷川詩の翻訳紹介に尽力し、中国語に翻訳する困難を告白している。

論者田原氏は現代中国の有力な青年詩人であって、日本語によって書かれた彼の詩業に対して、「第一回ポヤン賞」を受賞している。以後、雑誌「すばる」、「現代詩手帖」、新聞各紙に現代中国詩壇と谷川俊太郎についての評論を書き、注目を集めている。

論者の問題意識は多岐に及んでいて、これを要約するのはなかなか困難ではあるが、スケールの大きさのためにしばしば論点が散漫に流れる点が惜しまれる。又、引用した詩作品についての鑑賞に粗雑な点のあることも審査によって指摘した。しかし本論文は「谷川俊太郎の詩的全体像」を明らかにしようとする意欲作であって、研究史上も画期的なものであることは明らかである。

以上によって、本論文は博士の学位授与に適したものであると認めらる。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は本論文の骨子をなす複数の論文を学術雑誌に公表している。審査委員会は本論文の内容と論文審査の結果、さらに申請者の学業成績等を総合的に判断し、本学学位規程第十八条第一項により、博士(文学立命館大学)の学位を授与する事を適当と認める。また、文学研究科委

員会は、本人の既発表論文内容・経歴等により関連科目に関する十分な学力の所持者であることを認め、本学学位規程第二十五条第一項によりこれに関わる試問の全部を免除した。

藤井佐美

『唱導文学における教義と説話の位相』

『覚鑿聖人伝法会談義打聞集』『説経才学抄』をめぐって

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 真下 厚

副査 上田 博

副査 福田 晃

論文内容の要旨

提出論文は、第一編「『覚鑿聖人伝法会談義打聞集』の談義研究」、第二編「真福寺蔵『説経才学抄』の説草研究」からなっている。ちなみに前者は、平安末期に活躍した新義真言宗の開祖興教大師覚鑿の談義資料を対象とする研究であり、後者は同時期に開創された真言宗智山派の宝生院真福寺に蔵される説経資料を対象とする研究である。いずれも真言寺院の唱導活動を究明するもので、そこには数多の共通性が見出されている。

第一編は『覚鑿聖人伝法会談義打聞集』を通して談義の実態をたずね、そのなかにおいて説話がいかに機能しているかを考察する。その第一章「研究序説」は本書の全体の構想を明らかにしたもので、談義のあり方や伝本上の問題点を指摘し、教釈と説話との配列を確認している。第二章「相伝をめぐる筆録の方法」は本書の成立の背景や筆録に及んだ相伝

に関する問題を取りあげながら教学に対する学僧たちの姿勢を追求する。すなわち、本書の筆者である弟子相心が師である覚鑿の談義を聞き書きする際にこだわり続けたのは、覚鑿自身の教学面と関わる相伝の問題であり、その教学の内容は覚鑿自身の解釈にとどまらず、むしろ嚴肅な師資相伝による教義にあつたとする。そして、その相伝とかがわつた人物として、「定尊」「慶舜」「樂生房」「理性房」「宝乘房」「理覚房」「耀覚房」「定蓮房」「法性房」「千心」などを本書から摘出し、これらの人々と覚鑿との関係を明らかにしている。第三章は、「二教論談義」は具体的に覚鑿がおこなつた「二教論談義」を明確にし、そのテーマが空海の『弁頭密二教論』であるにもかかわらず、天台の円仁および円珍に関する二つの説話が導かれて注目に注目して、覚鑿が影響を受けた済暹や教尋が天台にも学ぶ学僧であつたこともかかわつて、談義の場において天台の教学を引き合いに出しつつ本来学ぶべき東密の教釈へ導くという方法の存したことを明らかにする。第四章「菩提心論談義考」は『菩提心論』を教釈する実態を明らかにし、その談義のなかで八話の説話が導入されることに注目する。そして、その前半の説話群が真雅・寛朝の高僧伝を通して自宗の神祇観を示す機能を有し、後半の説話群が事相を説くはたらきを持つことを明らかにしている。第五章「伝法堂談義の説話とその背景」は主題とする聖教を明らかにせずにはいささか恣意的に書き留められている六十六話の説話的資料を分析し、それらが相伝・寺院・教釈関連に及びることを明らかにする。そして、その説話類を通して当談義を支えた人物群を確認し、伝法堂談義の社会的背景を追求する。

第二編は『説経才学抄』を通して説経の実態をたずね、そのなかにおいて説話がいかに機能しているかを考察する。第一章「『説経才学抄』の構成と教学」は本書が「諸聖教説釈」「因縁処」「才学抄」の三部から

なる構成を紹介し、「諸聖教説釈」のなかから華嚴経・大集経・小品般若経を対象とする説草をあげ、その訓釈処が安居院の表白文と響き合つて作文され、『三宝感応要略録』を利用して叙述されていることを明らかにする。第二章「『説経才学抄』と説話の系譜」は「才学抄」「因縁処」のなかから明度・曇融・道珍・道香比丘にかかわる四つの説草をとりあげ、それが『戒珠集往生浄土伝』に拠つて作文されていることを究明する。第三章「『説経才学抄』と法会」は「因縁処」のなかから「幡」「宝蓋」「花鬘」「華」「香」「灯」など法会における法具にかかわる説草群をとりあげ、その注釈を通してそれらの説草が法具のそれぞれとかわる儀礼のなかで機能していたことを推察する。第四章「『説経才学抄』の標題説話」は「才学抄」のなかから「小善感大果事」「不修布施人得悪報事」「信施事」「誠信」「懺悔」などの修行にかかわる説草をとりあげ、それぞれの注釈を通して標題説話を中核とする説経のわざを究明する。第五章「『説経才学抄』と説話文学」は「才学抄」のなかから「持斎」「持戒」の説草をとりあげ、それぞれの注釈を通してその作文に『注好選』が利用されていることを明らかにする。そして、それが『説経才学抄』の全体にも及んでいることを究明する。

論文審査の結果の要旨

一 この論文の審査は二〇〇三年八月三十日午後一時三〇分より二時間にわたり、末川記念会館第一会議室を会場とし、三名の審査委員によっておこなわれた。

二 この論文に対する三名の審査委員の一致した見解は、以下のごとくである。

第一編について

当該書の研究は全くの未開拓の分野であり、それに取り組んで平安末期の高野山における唱導・談義の一端を明らかにしていることはきわめて注目すべきことである。ただし、当代の談義に対する理解がいささか不十分であり、今後の課題とすべきものであろう。

第一章は当該書の諸伝本を紹介するにとどまっておらず、実見の踏査を通してその先後関係を究明することが必要である。第二章は覚鑿の相伝関係を究明している点が高く評価できる。第三章は教釈と説話との有機的関係が明らかにされており、すぐれた研究成果といえる。第四章は談義における説話が教相のみならず事相の教授にも及ぶことを説いており、納得できる。第五章は説話的資料の検証に一応の成果をみせているが、未解釈のものも少なくない。このように恣意的と思われる説話の引用にこそ談義の本質を認めるべきもので、その考察が期待される。

なお、本論文の研究は説話を多く含む当該書の上巻を中心として考察を進めるものであるが、今後は教釈を書き留める下巻を含めて覚鑿の談義の実態を究明することが望まれる。

第二編について

当該書の研究は、考察の遅れている真言系の唱導資料に取り組み、注釈が手つかずにある説草の解説・分析を試みている点において、高く評価できるものである。

第一章は真言系寺院の説経に天台系の安居院の資料が利用されている実態を検証しており、注目される。中国の『三宝感応要略録』利用の実態の考察も評価できる。第二章は真言寺院の唱導・説経に中国の『戒珠集往生浄土伝』が利用されているという検証が注目される。第三章・第四章・第五章は、広く教典・注疏の原拠を検索して説草の読解を試み、説経という言葉の実態を究明している点が高く評価できると思う。

なお、本論文はそれぞれの主題のもとにすでに学会誌に公表したものの

の幾つかが含まれており、その結果『説経才学抄』全体をおおう研究テーマに総括されないままとなっている点が惜しまれる。当該書の総体的研究を期待したい。

審査の結果の総括

以上のごとく、本論文はまだまだ不十分な面もあるが、従来の研究を越えるものであり、多くの新見が含まれているので、博士の学位に適したものと認められる。

試験または学力の確認の結果の要旨

申請者は、本論文に付された参考論文七本（刊行予定の一本を含む。本論文の第一編及び第二編第二章・第五章の骨子をなす）を学術雑誌に公表し、またいくつかの学会発表をおこない、学界においてしかるべき評価を得ている。そこで、文学研究科委員会は本人の既発表論文内容・経歴等により関連科目に関する十分な学力の所持者であることを認め、本学学位規程第二十五条第一項によりこれに関わる試問の全部を免除した。

当審査委員会はこれらの点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

今 場 正 美

『隠逸と文學』

陶淵明と沈約を中心として

』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇三年九月十九日

審査委員

主査 清水 凱 夫

副査 島 一

副査 谷 口 義 介

論文内容の要旨

今場正美氏の學位申請論文『隠逸と文學 陶淵明と沈約を中心として』は、氏が主として「立命館文學」及び「學林」に発表した『隠逸と文學』に關する諸論文をまとめて、二〇〇三年六月、中國藝文研究會より公刊されたものである。

氏の問題意識は、論文の題に示されているように、隠逸という生きかたが文學とどのように關わっていったかという點にある。まず、隠逸詩人として名高い陶淵明を取り上げて隠逸の實態に迫ろうと試み、かつ、その模倣者の王績や「和陶詩」の作者蘇軾についても言及し、隱者としての陶淵明の姿を多角的に検討している。さらに、『宋書』『隠逸傳』を著して獨特の隠逸觀を示した沈約がいかに齊梁の時代に處していったのか、隠逸の實踐という觀點から、生涯の作品を主な資料として検討するとともに、その文學自體の意味や當時の文學理論についても考察してい

る。従來、隠逸に關する研究はいくつか行われているが、本論文の特色は、隠逸と文學をそれぞれ別個にとらえるのではなく、兩者を關連づけて考察しているところにある。

このような觀點に立つて、まず、老莊思想を詩の形で表現する玄言詩が、謝靈運の山水詩を生む契機になったこと、また、謝靈運の詩が景物を直敘しながら、それが老莊思想と分離して表わされるのに對し、陶淵明の詩には景物描寫の中に老莊思想が溶け込んでいるという特徴が見られることを指摘している。さらに、こうした文學史上の陶詩の位置をふまえながら、「形影神」三首という哲學的な詩を陶詩全體との比較のもとに解釋し、陶淵明が死に關して葛藤を繰り返していたことを言い、かつ、従來、艷情の賦として評價が低かった「閑情賦」について、先行の定情賦や楚辭など、あるいは歸隱後の「歸去來兮辭」「感士不遇賦」などの作品との關連のもとに、官界に志を失った作者の不遇感を表した作品と結論付けている。初唐の王績にも單に陶淵明の模倣者として片付けられない複雑な面があることを、傳記や文集、あるいは「古意」六首などの作品を分析して檢證している。また、北宋の蘇軾は、揚州赴任時に陶淵明の「飲酒」詩に次韻し、その後、惠州、海南島に謫居の身となりながらも「和陶詩」制作に勵んだが、晩年の蘇軾にとって「和陶詩」制作は一つの精神的な支えであり、常に陶淵明の隱者としての生き方を意識しつつ、「和陶詩」によって對話を繰り返していたとする。

陶淵明を「古今隱逸詩人の宗」と評したのは梁の鍾嶸で、隠逸と文學とが結びつくのは陶淵明からと言えよう。その陶淵明の傳記は沈約の『宋書』『隠逸傳』に收められている。沈約はその序において、隱を、聖人の隱、道隱、身隱と三大別する。沈約の隠逸傳は、序、列傳、贊によつて成り、それぞれ對應する關係にあるが、贊には江海や山林に身を隠しつつ心を事外に遊ばせて俗塵を離れる獨往の隱が示される。ただ、隱

逸傳を著した頃の沈約は齊の竟陵王の八友として文壇の領袖的立場にあり、これ以後の運命は豫測されようもなかった。したがって、永明末の東陽太守赴任時における獨往の生活も、東昏侯時代に政治の場に身を置きながら本心を胸中に深く潜めた道隱の實踐も、さらには、晩年の「郊居賦」に現れた自得の境地も、まだ實體験にもとづいた具體的なイメージとしては意識されず、隱逸傳に反映されることはなかった。逆に、その頃には概念として把握されていた隱逸觀が、以後の移り変わる境遇の中で一つずつ檢證されていくのである。

論文審査の結果の要旨

- 一、論文の審査は、二〇〇三年八月八日午後二時～四時、立命館アカデミア21會議室二〇二号室において公開で行われた。(傍聴者は七名)
- 二、本論文に對する各審査員の見解は次の通りである。

(一)主査 清水 凱夫

従來、「隱逸」というと世俗を避けて一般人と異なつた一風變つた生活をする人物を想像しがちであるが、中國では古來隠れた賢人が時の政治・社會・經濟機構から逃れ、その恩恵を峻拒することによつて當時の政權・政策を批判するという積極的な意味合いがあつた。しかし、時代の進展とともに社會の分業化が進み、社會構造が複雑になつてくると、もともと社會の上層に位する知識人である所謂賢人たちは、生活の維持や權力の脅迫のため、實際には社會の圏外に隱逸することが困難になつてくる。このような時代にあつて、ずっと政治と文學が密接に結合してきた中國社會の中で、陶淵明やその模倣者王績、「和陶詩」の作者蘇軾・沈約などが當時の政權にどのように對處して生きてきたかをそれぞれの作品を通して克明に分析檢討し、上記の「内容の要旨」にも示しておいたような幾つかの新見解を導き出している點は高く評價してよかる

う。既にこれらの見解は斯界で高く評價され、中國においても「第四届魏晉南北朝文學與文化國際學術研討會」(二〇〇〇・七 南開大學)で發表した「有關『魏典密而不周、陳書辯而無當』的若干問題」、第二屆陶淵明學術研討會」(二〇〇〇・八 九江廬山)で報告した「論陶淵明的『閑情賦』」は好評を受け、それぞれの「研討會」の發刊した記念の「學術雜誌」に公刊されている。

また、「六朝文學」はどちらかといつと、どのような「内容」を表現するかといつことより、どのように美しく「表現」するかといつ點に重點が移つていったといわれているが、實際には沈約などは表現と内容の一致する理論を求めていたのであり、彼の『宋書』隱逸傳と『宋書』謝靈運傳はその意味で最も注目すべきものであるが、従來、案外等閑にされてきた。今場氏はこの『宋書』隱逸傳を克明に檢證され、「山水を樂しみ詩文を愛好する」といふ傾向をもつ者」が深い思索性を持ち、「獨往」の世界に生きてはじめて「表現」と「内容」を合わせ持つた作品を創作するように努め、「八病」などの創作理論を構築していった可能性を指摘しているのは新鮮で獨創性が強く、博士論文として十分な價值があると認められる。

ただ、第二篇、第二章の「齊梁の文學理論」の三節はどこどころに氏獨自の新鮮な見方があることはあるが、なお、現在までに既に究明されている常識的な事柄からあまり發展していないように見られることが多いのは遺憾である。しかし、『文心雕龍』と『詩品』『典論』などの關係は、甚だ難解な文學理論書であり、短期間に簡単に究明でき得る性質の資料ではない。氏も述べておられる通り、これよりじっくり時間をかけて徹底的に分析檢討して行く豫定であるといつことであるから、今後の氏の研究成果を大いに期待したい。

(二)副査 島 一

今場氏は主として六朝文學の研究において優れた業績を示し、國內のみならず中國の學界においても高い評價を受け、いくつかの論文が翻譯紹介されている。これまでの論考を「隱逸と文學」と題記して集成したことによって、隱逸を志向した文學者の靜謐な詩境の裏には、實は激しい内面の葛藤が秘められていたという實態を鮮明にした。これは中國における隱逸文學の本質を理解する上で極めて示唆に富むものといえよう。ただし、わずかながら字句の解釋上に問題が見られた。行論が周到なだけに、こうした瑕瑾が目立ったのは誠に惜しまれるが、一節一節、精審なる論證に支えられた本論考は、六朝文學研究に大きく寄與するものと高く評價しうる。

(三) 副査 谷口 義介

今場氏の研究は『隱逸と文學 陶淵明と沈約を中心として』と題し、十七篇の論文を収めるが、その核をなすのは氏の第一作「陶淵明の『形影神』三首について」と第二作『閑情賦』考で、またこの兩作に氏の學問の特徴がよく表わされているといえよう。つまり前者では陶淵明の思想の原質とでもいふべきものが鋭く剔出され、後者では「閑情賦」に注目してその文學の一側面が捉えられているが、このように思想に對する深い理解力と細やかな詩の讀みこそ氏の學問の特徴と考えられるからである。

これ以後、初唐の王績・北宋の蘇軾と、陶淵明の生き方に魅かれ、その文學より深い影響を受けた二人が研究の對象となり、さらに氏の關心は遡つて南朝の沈約に轉ずるが、それは 隱逸 思想において陶淵明とつながるからであり、氏にとつて必然的な研究上の展開といえる。

その達成した成果については、十分學位論文の名に値するものと考えられる。

ただ、隱逸思想における仏教、特に 空 の觀念の側面からもう一步

進めた考察がほしかったし、沈約に關して、氏自身が和譯されたマーサー『詩人 沈約』を利用、もしくは何らかのかたちで言及すべきではなかったか、とやや物足りなさを感じた。

以上、三人の審査委員の見解に基づいて合議した結果、本論文は、十分な獨創性・體系性と學術的價值を持ち、博士（文學）の學位を授與するにふさわしいものと判定する。

試験結果の要旨

審査請求者は、一九八六年三月、立命館大學大學院文學研究科東洋文學思想専攻博士課程後期課程を單位取得退學後、八八年四月立命館大學文學部非常勤講師に就任し、現在に至る。その間、九二年四月、大谷大學特別研修員に就任、九四年三月、同研修員退職。

今場氏の陶淵明・沈約に關する研究の評價は高く、中國で開かれる國際學會に参加し、中國語で研究成果を發表しており、またリチャード・B・マーサー『詩人 沈約』（英文）を和譯していることから、二か國語の運用能力があると判定した。また、文學研究科委員会は審査請求者が博士學位に相応しい学力の所持者であると認め、本學學位規程第二十五條第一項に基づいて試問の全部を免除した。

學位請求論文の内容とあわせ、總合的に判斷して、本學學位規程第十八條第二項により、博士（文學 立命館大學）の學位を授與することを適當と認める。

池田 智幸

『賀鑄詞研究』

唐宋期における歌辭文藝の繼承と發展に關する一試論

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 清水 凱夫

副査 島 一

副査 芳村 弘道

論文内容の要旨

傳統の繼承と創造という問題は、長い歴史を有する中國の文學において常に意識されてきたといつて過言ではない。本論考は從來、殆ど論じられていなかった北宋後半期の著名な詞家賀鑄に見られる獨特の手法に焦點を當て、彼の創作を主として古典詩文の受容と傳統歌辭文藝の系譜を考察したものである。

第一章は、「樂括」という典故を用いた表現手法の特色を分析する。宋詞における「樂括」には、一篇の文學作品の構想・表現を巧みに利用し、音律に合わせるべく少し手を加え、自己の作品に改編するという「狹義の樂括」と、先人の詩句を取り入れて加工し、新しい作品世界を描き出す「廣義の樂括」の二種類がある。賀鑄は唐詩を用いるのみの王安石や蘇軾とは異なり、既存の作品・詩句を自家樂籠中のものとしながら、この二種類の「樂括」の手法を自由に驅使し、新たに新奇な独自の

「詞」の世界を練り上げていったことを論述している。

第二章は、独自の詞牌名に改稱された「寓聲詞牌」を有する作品と樂府文學の關係を論じたものである。詞は唐代中頃より新たに起り宋代に完成した歌辭文藝である。それ以前の歌辭文藝には、漢魏六朝以來の樂府があつた。詞においては傳來の曲調名がいわば作品名となるが、賀鑄はこれによらず独自の名稱を附すことが多い。論者はこれを「寓聲詞牌」と呼ぶ。傳統樂府の題名に基づいたり、これに擬した題をつけたりするといつて特殊性を有する賀鑄詞を分析し、彼が傳統樂府を用いることにより、イメージの重層的効果を擧げようとしたことを説明している。

第三章は、宋代「六州歌頭」の内實の變遷を具體的に分析検討したものである。賀鑄の代表作とされる「六州歌頭」は、北宋初期の「悲壯慷慨」の興趣を漂わす詠史的内容を繼承しつつ、これに「抗戰」を題材とする作品を生み出した。次代の南宋の「六州歌頭」は賀鑄詞の作品世界を出るものではなく、賀鑄「六州歌頭」は後世の規範となつたことを丁寧に檢證している。

これらの論考は二つの視点によつてなされている。一つは、北宋期の重要な詞家賀鑄の作品に有する文學的特質を説明するものであり、もう一つは「樂府」と「詞」といふ歌辭文藝間にどのような繼承・發展關係があつたかを考察しようとする視点である。

論文審査の結果の要旨

一、論文の審査は、二〇〇三年七月二十六日午後三時～四時、立命館アカデミア21會議室二〇二號室において公開で行われた。(傍聴者は四名)

二、本論文に對する各審査員の見解は次の通りである。

(一)主査 清水 凱夫

本論文は、既発表の二編の論文と新たに書き下ろした一編の論文とを中心に體系性のあるものにまとめあげ、課程博士論文として提出されたものである。本論文の研究対象となった北宋期後半の著名な詞家賀鑄については、かつて日本では専論が存在していなかった。本論文は日本における賀鑄研究の端緒となるものであり、同時に日本の宋詞研究に對して少なからぬ貢献を果たすであろう。加えて、詞と樂府という歌辭文藝の繼承と發展を考察しようとするアイデアは發表者独自のものであり、この視點による究明で今後の賀鑄詞研究に寄與することが期待される。

第一章は、賀鑄詞を考える上では缺かすことのできない「鑾括」の手法を用いた諸作品を取り上げて分析を加えている。その分析を通じて、彼が用いた廣義・狹義の兩「鑾括」の手法の特質を究明するばかりでなく、他人の創作した作品・詩句を完全に咀嚼しつくして自分自身の作品として練り上げていくことに長じているという、賀鑄詞において廣く見られる特徴を見出している。ただ、内山精也氏の二本の論文に論理的基礎を置く爲に、内山氏の所論に依據しすぎて理論の獨自性に缺けるといふ嫌いがあるが、詳細な分析によって十分に首肯できる結論となっている。

第二章は、賀鑄詞と樂府文學との関連性を究明しようとして試みている。独自の詞牌名に改稱された「寓聲詞牌」を持つ諸作品は、過去の樂府文學の精髓を遺憾なく發揮した出來榮えとなっており、第一章で考察した「鑾括」詞にも見られた、過去の作品が有する文學的イメージを巧みに取り入れることに成功していることを確認できた。ただ、この章では作品の書き下し・現代語譯がメインとなっている印象があつて綿密な論證にやや缺ける點、「寓聲詞牌」を持たない作品と樂府文學との関連性に言及していない點が惜しまれる。しかし、詞と樂府文學との繼承・發展について本格的な檢證を加えた研究は從來には見られないものであつ

て、その意味ではこの章は宋詞研究における新境地を開拓した論述とい得る。

第三章は、賀鑄の代表的雄編「六州歌頭」が、宋詞史上でどのように位置づけられるかを検討したものである。宋代の「六州歌頭」諸作を分析することにより、賀鑄「六州歌頭」が北宋初期の二作品と共に南宋期「六州歌頭」の興趣・内容を規定する役割を擔った、と結論付けた。ただ、資料の扱い方に粗雑さが見られる箇所があり、その結果、論及に妥當性が缺ける難點が生じている。しかし、この章は從來言われていなかった賀鑄「六州歌頭」の新たな意義を發見した點に加え、南宋に作られた「抗戰詞」研究の一つのケーススタディーとしても注目に値する記述となっている。

以上を踏まえると、各章の記述においてそれぞれ若干の缺點・難點はあるものの、從來に見られない研究テーマを提示し、今後の實りある研究成果を期待させる本論文は、博士課程論文として適格であると認められる。

(一)副査 島 一

既発表の二論文と書き下ろしの第三章の論文から成っている。

第一章では賀鑄詞の「鑾括」という方法について實作を通して検討しているが、新しい指摘も含まれ、結論は妥當と思われる。

第二章では「寓聲詞牌」について述べ、賀鑄詞に對して樂府文學が大きな影響を與えたとする結論は正鵠を得たものと言える。

第三章では「六州歌頭」の内容の變遷を論じ、賀鑄詞の「六州歌頭」の特質を明らかにしている。

賀鑄の研究が殆ど無い現在、三章から成る本論文は、賀鑄詞研究の發展に貢獻する新鮮な論考と認められる。

(二)副査 芳村 弘道

日本において詞が本格的に文學研究の對象となるのは昭和に入ってからであり、詞學は研究の歴史が浅い分野である。賀鑄に関する注解はもとより、專論も日本では皆無である。論者が研究困難な状況を厭わず、宋詞の代表作家賀鑄の作品を丹念に解釋し、この詞人の特質に解明の光を當てようとした意欲は特筆に値する。ただし解釋上、翔實さに缺くところが間々あった。また例えば何故、賀鑄は樂府文學の繼承に意義を見出したのかということを取り上げ、深く考察することも求められた。こうした問題は將來の課題となるであろうが、詞の研究において看過されていた歌辭文藝の系譜から宋詞を考察する新視點は今後の成果が期待できる。また傳統の繼承と創作という中國文學の重要問題を考えようと取り組んだ意欲的な姿勢も高く評價でき、本論者は課程博士(甲號)を受けるに適切な内容を備えたものである。

試験結果の要旨

審査請求者は、一九九五年四月に本學大學院に入學、博士課程前期課程三年、後期課程四年で所定の學位を取得し、二〇〇三年三月に單位取得退學をした。大學院在學中、『立命館文學』に一編、『學林』に一編の論文を公刊している。

學位請求論文の内容と合わせ、総合的に判断して、本學學位規程第十八条第一項により博士(文學)の學位を授與することを適當と認める。

石井 真美子

『孫子』の構造と編纂過程

学位の種類 博士(文學)

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 清水 凱夫

副査 島 一

副査 芳村 弘道

論文内容の要旨

本論文は、現存する中國最古の兵書『孫子』の編纂過程の解明を試みたものである。

『孫子』十三篇は春秋時代末期の吳王闔廬(在位 紀元前五一四年 四九六年)に仕えた孫武の著書であると傳承されてきている。『漢書』藝文志を始め、歴代の著録に『孫子』十三篇と明記されており、現行本十三篇の體裁及び内容は、漢代に既に整備され、首尾一貫していたものと見なされている。しかし、先秦の諸子書が後學の手によるもので、幾多の編纂を経過した後、現行本の形に定着した事實は明確である。『孫子』のみが例外であるとは考えがたい。實際に現行本の『孫子』十三篇は、全體的に主旨に一貫性がなく、内容が雜然としており、その構造に問題があるように見える。それにも拘わらず、従来の『孫子』研究においては、成立時期や著者についての論争は多數存在し、多彩な成果が擧げられているものの、『孫子』全體の構造について言及したものは極めて少

ない。錯簡説も出されていることは出されているが、それは一部の文に對してのみである。その點、本論文は一九七二年に銀雀山漢墓から出土した竹簡などの新資料を用い、現行本『孫子』十三篇の全體の構造を檢討し、一つの編纂過程を究明し得ていることは高く評價されよう。また本論文の稿末には、『孫子』十三篇すべてに分章を加え、對句狀況から文ごとに區切り、銀雀山漢簡などと對校した詳細な一覽表が附してある。

第一章『孫子』の構造と錯簡」では、軍爭篇と九變篇の「錯簡説」について分析を加えた上で、従来の『孫子』全體の構造に對する見解を檢討し、十三篇全體に對する研究が等閑にされ、皆無に近い状態に陥っていることを指摘している。『孫子』のテキストについては、現行本と諸書に引用されている文句及び銀雀山から出土した漢簡など、舊態を遺していると見られる資料に分析檢討を加えた後、實際に『孫子』十三篇の本文について、そこに存在する問題點をすべて擧げ、その構造を明らかにしている。その結果、『孫子』が整備された書籍ではなく、重複あるいは關連がある内容の章が散在し、文・章が篇の内外において移動したものである事實を明らかにしている。加えて、文・章が移動した具體例として行軍篇と地形篇を取り上げ、兩篇の語および句形の共通性などから、相互に移動した可能性が高いことを論述している。

第二章『孫子』兵勢篇と「奇正」では、兵勢篇に焦點を當て、具體的にその構造を檢討している。兵勢篇は「奇正」について述べる前半部分と「勢」について述べる後半部分から成っている篇であるが、前半の「奇正」については從來重要な概念と見なされていながら、具體的にどういうものであるのか、『孫子』十三篇の本文中には全く説明がなかった。そこで後世の『孫子』注などを参考にし、「奇正」とは「勢」（物質の運動が発する大きな勢い、動的なエネルギー）よりもむしろ「形」（兵力の

配置・環境など「勢」になるべき力が内在した、目に見える物質的要因・態勢）に關連がある概念であることを解明した上、こうした文・句は兵勢篇にある必然性は全くなく、移動した可能性が強いと指摘している。さらに、『孫子』などと共に銀雀山から出土した漢簡奇正篇との關連を檢討して「奇正」が現行本『孫子』虚實篇に多く關わりがあることを檢證し、さらに「奇正」を陣法に關連付けて説く注釋がいくつか見られることから、漢簡以前は「奇正」を説明した部分は虚實篇の文とともにあり、陣法に關する具體的な内容の記述を含むものであったことを推測している。

第三章『孫子』虚實篇考」では、第二章で再檢討の必要性を提示した虚實篇に焦點を當て、檢討を加える。虚實篇で説かれている「虚實」の概念は、『李衛公問對』など後世の兵書の中で高い評價を受け、『孫子』における樞要を爲すものだと思なされてきた。しかし、第二章の「奇正」と同じく、「虚」「實」に對する具體的な説明が本文中にない。また、虚實篇も、『孫子』十三篇の戰略を述べた前半五篇をまとめる重要な篇とされていながら、その構造を檢討すると、中心となる論題を述べた箇所が明確でない。その點で十三篇の他篇と比較すると非常に特異な篇となっている。さらに、漢簡では虚實篇は現行本とは篇の順序が異なっており、その内容も異なっていたことが考えられる。そこで、虚實篇の各章と他篇との關連を明らかにし、諸書の引用文などを参考して文・章の移動の可能性を指摘している。それによって、虚實篇は多くの文・章に變化の跡が見られ、他篇との重複章によって成された篇である可能性を明らかにしている。更に第二章で取り上げた「奇正」との關連を再檢討して漢簡以前の舊態の推測を試み、最後に、虚實篇が現行本のような構造になった原因として、「虚實」の解釋が編纂過程に與えた影響について論述している。

論文審査の結果の要旨

一、論文の審査は、二〇〇三年七月二十六日午前十時～十一時三十分、立命館アカデミア21会議室二〇二號室において公開で行われた。(傍聴者は四名)

二、本論文に對する各審査員の見解は次の通りである。

(一)主査 清水 凱夫

本論文で獨特且つ優秀なところは、『孫子』全体の章句を圖式化して検討した點である。それによつて章・句の類似および構造が明らかになり、相互の關係が理解しやすくなった。『孫子』の成立した時代は現在のよつな、連續している紙や帛に書かれていたのではなく、容易に分斷される竹簡に書かれていたのであるから、この究明法は成立および編纂過程を考える上においては非常に有効であると思われる。

新しい發見として評價できることは、上記の究明法により現在の構成とは異なる元來の構成を推測した點である。具體的に言えば、第一には、現在行軍篇にある文の一部が地形篇に含まれていたことを推測したこと。第二には、「奇正」が「形」の概念に含まれ、それを述べた部分が元來は虚實篇にあり、虚實篇は布陣に關する具體的な内容を含むものであったと推定したことである。この二點は今後『孫子』の編纂過程と成立を考える上で重要な手がかりに成り得るものと高く評價できよう。

本論文に附されている『孫子』の全體構造を明らかにするための諸本の文・章の對校一覧表は、パソコンを駆使した新しい試みであり、『孫子』十三篇の全體構造を俯瞰する上で大變貴重な基礎資料として高く評價され得るものである。

以上、各章に多少、表現の難澁な箇所や訓詁に難點のあるところが見られるものの、從來の見解に轉換を求める契機となり得るような論文で

あり、課程博士論文としては適格であると認められる。

(二)副査 島 一

本論文には、以下に示すよつな注目すべき優れた點があり、課程博士の學位に相當する適當な論攷と認められる。

第一章では、これまで『孫子』の構成上の不備に關する指摘が一部の篇・文における錯簡説などに止まっていたことを明らかにした上で、章・文・語句の重複や斷絶が全體に亘つて散見する例を挙げ、編纂過程でしばしば文・章が移行したと推論し、現行本『孫子』が決して整備されたものでないことを明確に示し、從來の見解を修正している。この點は概ね妥當であり、評價できる。

第二章では「兵勢篇」と「奇正」なる語に焦點を當て、論者の推論を確實なものにしている。また廣く『淮南子』兵略訓との思想的聯繫にも考察を及ぼしている。

第三章では「虚實」といふ篇中のキーワードについてその概念を論じ、漢簡以前の舊態の復元を試みているが、この點に特に新味があると見られる。

(三)副査 芳村 弘道

名高い兵法書『孫子』十三篇は、整然たる體裁と首尾一貫した内容を備えた古典として古來、理解されてきた。この論考は、銀雀山前漢墓出土の竹簡本を始めとして、諸傳本、『通典』所引の章句などを對比參校して、文構成・内容に極めて精緻な分析、考察を加え、現行本の成立過程に關する検討を行い、『孫子』十三篇の全體の構造を明らかにしたものである。

第二章で荻生徂來『孫子國字辨』などを參考して、「奇正」と陣法との關連を明らかにした點や、銀雀山本「奇正篇」が『孫子』の注釋的存在であったという推論を提示した點が特に意義深い。

『孫子』の樞要とされる「虚實」という語の概念は、元來「敵の隙を撃つ」という原則的な意味であった。それが齊の孫子學派の間で陰陽思想の要素が加えられると共に、『孫子』全體に思想書としての體系が整えられたと論じ、編纂過程の背後にある思想性について考察し、立論に深みを加えている。

本論考の成果は『孫子』研究に劃期をもたらすだけでなく、簡牘の舊態に遡及して章句を分析した論者の方法は現今盛んな簡帛文獻研究に裨益するに違いない。今後、論者がこの方法を駆使すると共に、文獻學的考證と思想研究に淵博の度を加えたならば、さらに多くの優れた研究成果を生むものと期待できる。本論考はその將來性を大いに示しており、課程博士（甲號）の學位を受けるに十分な價值を有するものである。

試験結果の要旨

審査請求者は、一九九八年四月に本學大學院に入学、博士課程前期課程三年で所定の單位を取得し、二〇〇三年三月に單位取得退學をした。大學院在學中、『學林』に三編の論文を公刊している。

學位請求論文の内容と合わせ、總合的に判断して、本學學位規程第十八条第一項により博士（文學）の學位を授與することを適當と認める。

村田 進

『前漢期における治身治国論の展開』

学位の種類 博士（文學）

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 島 一

副査 清水 凱 夫

副査 芳村 弘 道

論文内容の要旨

本論文は、既発表の三編の論文をまとめあげ、課程博士論文として提出されたものである。既発表の三編の論文は、いずれも『老子河上公注』成立以前の治身治国論の展開を究明すべく、各書ごとに仔細に検討したものであり、なおもう少し総合的に捉える必要性は残されているものの、その慎重な究明の姿勢は高く評価できよう。

第一章では、近年、政府から神仙説へと変遷したと説明されること多い黄老思想について、その曖昧な変遷過程を検討している。そして司馬談「六家要指」及び馬王堆帛書『十六經』五正篇の分析により、黄老思想を、戦国末以来の君主の治身を治国の前提に置く養生説を受け継いだものと位置付け、また黄老思想と神仙説及び医書『黄帝内經』との関係についても検討し、黄老思想の本質は養生説であると結論づけている。

第二章では、『淮南子』は要略篇において道家思想による統一化がな

されておらず、各篇ごとに考察する必要があるという立場から、原道訓・詮言訓・秦族訓にみえる治身治国論について篇ごとに詳細に分析している。その結果、原道訓には道家的傾向があり、詮言訓・秦族訓には儒家的傾向があるとし、それらをもとに武帝初期における儒家と道家の思想的動向について検討している。『淮南子』が道家思想を中心に統一されていると見るのは大方の見方であるが、治身治国論をベースに、各篇によって儒家的傾向と道家的傾向の差異のあることを導き出した観点はこれまでになく、新しいものである。

第三章では、『春秋繁露』にみえる治身と治国との間には何も因果関係もなく、並列的に説かれていると指摘し、「治身と治国は董仲舒にあつても、パラレルな関係ではなくて、連続的に展開されるもの」とする坂出祥伸氏の説に反論している。もっとも坂出氏が如何なる関係を「連続的」とされているのかという点については明確な説明がなく、この点においてより慎重な検証が求められるが、大筋において首肯できる。これとは別に、『漢書』董仲舒伝所載の対策中には、君主の「正心」を治国の前提とする儒家的な脩身治国論がみえることを指摘し、それと並列的な関係で説かれる治身治国論との差異から、董仲舒の思想的変遷が窺えるとする。

論文審査の結果の要旨

一、論文の審査は、二〇〇三年七月二十六日午後二時～三時、立命館アカデミア21会議室二〇二号室において公開で行われた。(傍聴者は四名)

二、本論文に対する各審査員の見解は次の通りである。

(一)主査 島 一

本論文は既発表の三篇の論文を体系的のあるものとしてまとめ上げ、

課程博士論文として提出したものである。論者は楠山春樹氏の「老子河上公註の成立について」の河上公成立説とそれに対する坂出祥伸氏の反論に疑問を呈し、前漢期の治身治国説が如何に成立したかを三篇の論考として公刊している。そのまとめとして提出したものが本論文である。

第一章では『史記』太史公自序の道家思想・馬王堆帛書『経法』等四篇を黄老思想と規定し、その治身の前提となる養生思想が『呂氏春秋』から取られているとする。

第二章では『淮南子』の原道訓・詮言訓・秦族訓の治身治国説の思想を取り上げる。原道訓は、黄老思想に近いが、詮言訓・秦族訓は儒家の立場で治身から治国に至る方法を論じたものだとする。『淮南子』のこの思想は、同時代に荀子の治身治国論を始めとする儒家側の思想が存在することから見て、その影響によるものであると論じている。

第三章では論者は董仲舒の「対策」と『春秋繁露』を別の立場で書かれたものとしてとらえる。すなわち、『春秋繁露』では治身と治国が併記され、両者は同一の方法により達成できるものとするが、両者の間に因果関係はなく、並列的な関係であるに過ぎない。一方、「対策」中には君主の正心から治国に及ぶという極めて儒家的な考え方が見え、『春秋繁露』の方法との間に相違がある。論者はここに董仲舒の思想的変遷が見て取れると主張している。

以上のことはみな緻密な論証を経て得られた妥当な結論であり、課程博士論文として適当なものと認められる。

(二)副査 芳村 弘道

周知の如く前漢武帝期に儒教が国教となったが、それに至るまでの前漢初思想動向は、儒家のみならず道家においても極めて意義深い時期であったことが、本論考によっていよいよ明確となった。

論者は第一章で黄老思想の本質に独創的な見解を提示した。黄老思想

に関しては、従来『史記』太史公自序の「六家要指」のみに説かれ、その詳細を知りたいところが多かったが、馬王堆より「十六経」が出土して、本格的な研究が行われるようになった。論者は、先学の論点に対して、君主の治国の前提に治身のための養生説が重大な作用を及ぼしていることを論証し、この養生説こそが黄老思想の本質であり、かつ神仙説にも通ずることを明らかにした。先秦から前漢武帝に至り、さらに後世の道教に流れる神仙思想の解明にも、論者の新視点は極めて示唆深い。

次に第二章では、武帝初年に献上された『淮南子』は道家・黄老思想を基盤に諸学派の思想を兼收して編纂された雑家の書とされるが、治身論と治国論に焦点を当てて考察した論者の重要な指摘によると、その「原道訓」は黄老思想を継承して道家的傾向を有し、「詮言訓」「泰族訓」は儒家的傾向が顕著であるという。とりわけ注目すべきは、道家的と考えられてきた『淮南子』の「詮言訓」「泰族訓」に儒家の重要文献『礼記』大学篇・楽記篇、『韓詩外伝』に共通する内容が見られ、武帝期以降に儒家が一尊となるには道家思想の積極的な受容を経たという重大な事実を治身・治国論を通して論証したことにある。

第二章において論者は、儒教国教化に功績のあった董仲舒に『淮南子』との接点が見られることを付言したが、続く第三章で董仲舒における治身・治国論が黄老思想から儒家思想へと変遷した実態を詳細に跡づけ、彼が漢初の思想動向をいけば具現する存在であることを明らかにした。

本論考は、前漢帝国の国家経綸において必然的に求められた君主の治身・治国論に視点を置き、武帝期までの思想の諸相を探究し、その動向を解明した点に大きな意義をもつ。ただ早期道教史の一端を明らかにしようとする企図が十全に果たせなかったところに憾みを遺すが、論者の考察によって漢初の黄老思想や道家と儒家との関連において新たに明ら

かになった点が多くあり、本論考は課程博士(甲号)の学位に値するものと評価できる。

(三)副査 清水 凱夫

本論文は、多くの文献資料を駆使し、治国と治身というテーマに焦点を当て、なお従来の諸説に存在する疑問点を解明し、その補強と是正に努めるべく、極めて詳細に分析検討を加え、新たに具体的な独自の見解を演繹帰納してきたものである。その点は概ね高く評価できる。しかし、例えば第三章で論述されている董仲舒の「対策」と『春秋繁露』の思想の変遷などについては、論証過程に少々肌理の細かさを欠いている傾向があるため、或いは説得力が弱く、やや武断的な結論のような印象を与えている嫌いがある。決して誤解というわけではないのであるから、今後、こうした点により一層緻密な分析検討を加え、より説得力のある結論に仕上げるのが期待される。

試験結果の要旨

審査請求者は、一九九六年四月に本学大学院に入学、博士課程前期課程三年、後期課程四年で所定の単位を取得し、二〇〇三年三月に単位取得退学をした。大学院在学中、『学林』に三編の論文を公刊している。また、文学研究科委員会は審査請求者が博士学位に相応しい学力の所持者であると認め、本学学位規程第二十五条第一項に基づいて試問の全部を免除した。

学位請求論文の内容と合わせ、総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により博士(文学)の学位を授与することを適当と認める。

桐村 一美

Reading and Writing the Victorians:
Virginia Woolf's Dialogic Approach to
Leslie Stephen and Other Victorian
Figures

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 中原章雄

副査 川口能久

副査 丸山美知代

副査 R. MacLean

論文内容の要旨

申請論文は、二〇世紀イギリスの文学者ヴァージニア・ウルフの文学活動を、とりわけこれまで注目されなかったテクストを中心にしながら、何人かのヴィクトリア朝の文学者・思想家とのかかわりにおいて明確にしようとするものである。

序章では、ウルフは、これまで文学史的にはいわゆるブルームズベリ・グループ、あるいはモダニズムの運動の担い手として、反ヴィクトリア朝的存在とされてきたのにたいし、最近の研究動向を踏まえて、ウルフにとってヴィクトリア朝とモダニズムとの境界線はどのように固定的ではないとし、前者の重要性の検討を行うことが目的であることを述べ

べている。

論文の前半、第一章と第二章は、ヴィクトリア朝後期の重要な文学者・思想家であったウルフの父レスリー・ステイーヴンの存在と彼の言葉との比喩的な意味での対話が、ウルフ自身の言葉を生み出す際にもった影響を再評価しようとしている。

ブルームズベリ・グループは、父ステイーヴンの死後まもない二〇世紀初頭に、ウルフが、姉および兄弟とともに、それまでのケンジントン地区のスノビッシュな住宅街から、当時次第に若い芸術家・知識人たちの活動の地となりつつあった東北部のブルームズベリの一角ゴードン・スクエアの家に転居したことに始まるとされる。ウルフがこの家に、それまでの父と同居する鬱屈した生活から解放され、同世代の若い芸術家・知識人との自由な交友を可能にするに新たな創作活動の拠点を見いだしたことは、これまでに十分に明らかにされている。しかしながら、同時にウルフが、ヴィクトリア朝に独自の批判的な姿勢を保持していた父ステイーヴン、その前時代の文学・思想に類い稀な理解と学識をもっていた父、に文学者として負うところが極めて多かったことは、これまでのウルフ研究において、最近に至るまでほとんど注意されなかった。

第一・二章はこの点の研究の遅れを補おうとするものである。ウルフは晩年に、卓抜で情趣に富む回想の記録をいくつも書いているが、第一章は、今日 Moments of Being という題名でまとめられているこれらの晩年の回想、とりわけ「過去のスケッチ」を中心に、最近刊行された少女期の日記なども参照しつつ、そこに描かれた少女時代の家ハイドパーク・ゲイト22番地と父ステイーヴンの肖像とを論じている。ここでヴィクトリア朝ロンドン「の家」の空間と、父親の存在にたいする彼女の心理的距離の特異性を明確にするため、グループのもう一人の代表的文学者リットン・ストレイチーとの比較論を行う。

すなわち、伝記文学によって辛辣なヴィクトリア朝批判を行ったことで著名なストレイチーが育てられ、彼自身が独特の記憶をもって回想している、若い頃の住居ランカスター・ゲイト69番地の家との空間的対比の試みである。こうしたアプローチによって、ウルフの細かな家の内部のさまざまな描写は、父との実現しなかった対話のひとつの試みであり、「家」の空間が、彼女が作家生活を通して探求し続けるヴィクトリア朝との対話の原点となる場であったことを明らかにしようとする。

第二章では、父レズリー・ステイヴンが、妻を哀悼しつつ自伝的な出来事を綴った回想録『The Mausoleum Book (『みたまの書』など訳されている)』と、ウルフの代表的な小説『To the Lighthouse』の比較考察を行う。ジャンルを越えて両者の共有する悲哀の「哲学」、あるいは死者、記憶を語る言語の追求、といった主題を指摘する。さらに、後者に登場する父をモデルとした哲学者ラムジ氏の言動と、同時進行的に描かれる画家リリーの絵の完成の意味を説き明かそうとする。ステイヴンの回想録は、著者がみずからの子供たちに宛てた「手紙」と呼んだ文書であるが、それに対する遅ればせの返信として、ウルフが父の文にどう反応し、フィクションという方法で、父の提示した主題をどう推し進めたかを論じている。

論文の後半の第三章・第四章は、実在した著名なヴィクトリア朝の芸術家が主要な人物として描かれていて、これまで軽視されてきた二作品をそれぞれの章で分析し、テクストにおいて行われた、ウルフとヴィクトリア朝人との対話の実践を探る。彼らを諷刺・パロディ・戯画化した、比較的軽い作品ではあるが、その「軽さ」が、ヴィクトリア朝人を作品のなかに招き入れ、ステロタイプ化されない彼らの存在と、彼らの残した言葉とのダイナミックな相互作用を実現させる際に見られる効果を検討しようとすることを目的としている。

第三章では、ヴィクトリア朝の、ともに詩人として著名であったブラウニング夫妻と、愛犬フラッシュの物語を、愛犬というユニークな視点から描いた特異な小説で、「ある犬の伝記」という副題をもつ『Dog』を扱っている。ヴィクトリア朝の詩壇に君臨した夫妻とかれらの伝説化されたロマンスを、愛犬の視点から描き、一方では、新しい詩の主題と言語を追求した詩人像の創造を評価しようとする。同時に、女性詩人の恋愛の描き方に、フェミニスト・ウルフの片鱗が鮮明に浮かび上がることを指摘する。さらに、犬フラッシュの視点に、しばしば伝記作家ウルフ自身の視点が重なることを示し、ファンタジーの世界で可能になった、ウルフの「ヴィクトリア朝体験」に着目しようとしている。

第四章は二部に分かれるが、ともにウルフの唯一の笑劇『Freshwater』を論じる。この作品はイングランド南部のワイト島フレッシュウォーターにある、ウルフの大伯母で写真家の奇人キャメロン夫人の邸宅に集まった、詩人テニソンら、当時の著名人たちの言動を戯画的に描いたものである。

第四章第一部では、さまざまなエクセントリックな人物のなかでも、とりわけ、取り憑かれたように自作朗読に埋没する詩人テニソンを、辛辣に戯画しつつも、共感を秘めた筆致で描き出していることに注目する。

第四章第二部では、のちに名女優として一世を風靡したエレン・テリーの、抑圧された青春、年輩の夫である肖像画家との奇妙な結婚生活の戯画化を通して、ウルフのヴィクトリア朝批判がどのように行われているかを、ヒロインが「生」もしくは「再生」の体現として性格づけられている点にも着目しつつ、探ろうとしている。

第四章第一部・第二部に共通して見られる点であるが、『Freshwater』はブルームズベリーの仲間うちで上演されるために書かれ、著者自身が軽い

気持ちで書き始めたことを記しているが、実際には一九二〇年代に一度書き上げた後、三〇年代に至って全面的に改作するというように、ウルフはこの笑劇にたいし長期にわたって相当のこだわりを見せている。第四章では、こつした点から窺われる作品の逆説的な意義にも注目している。

以上の各章に見られるように、申請論文では、ヴァージニア・ウルフとヴィクトリア朝とのさまざまな形式によるテクストの面での交渉・批判・復元・創造を、対話の実践として注目し、この文学者がヴィクトリア朝人との必要な距離をつねに保ちつつも、自分の声を創造する過程が、作品の推進力として作用したことを論証しようと試みている。

論文審査の結果の要旨

申請論文の公開審査は、二〇〇三年七月二十五日午後一時三〇分より三時四五分まで末川会館第四会議室で行われた。審査委員四名の合議による総合所見を以下に述べる。なおMacLean 副査は、目下国外留学のため公開審査に同席していないが、それに先だって書面で所見を寄せており、以下はそれをも勘案したものである。

第一章については、ウルフの文学を考察するために彼女の育った「家」という空間に父との関連で着目したことは、ウルフ自身が重視した空間でもあるだけに、きわめて的確である。同じグループのストレイチーとの比較も有効と判断できる。ただ、ここでストレイチーの青春期の空間意識における後年のヴィクトリア朝批判の萌芽は正しく指摘されているが、その重要な批判自体に踏み込んで、ウルフとの対比においてもう少し論じてもよかったと思われる。一方、ウルフについては、とりわけ彼女の *A Room of One's Own* にきわめてユニークに現れる、有名で重要な主張とのかかわりへの言及が欲しいところである。

第二章では、いまもウルフ研究で正当に扱われていない *The Mausoleum Book* を詳細に分析した意義は大きい。また、これと関連づけられている小説 *To the Lighthouse* の解釈は、緻密な読みに基づいており、かなりの説得力があるが、この小説の批評史とのかかわりへの考慮が十分でない点が惜しまれる。

第三・四章では、ウルフの笑いという、これも閉却されてきた手こわい問題にたいして、(ときに生真面目なこわばりも感じられはするが) かなり肉薄しているといえよう。

第三章の *Fish* 論は、これまで比較的軽視されてきた小説を、ウルフが典拠としたブラウニング夫妻の往復書簡集に溯って検討していて、評価できる。

第四章の *Freshwater* 論は、最近一段と盛んな内外のウルフ研究においても、ほとんど論じられたことのない作品を対象として詳細に論じたこと自体に意義が認められる。しかも、ブルームズベリーの仲間うちで上演された劇の笑いが秘める普遍性と破壊性に着目し、卓越したヴィクトリア朝の詩人や芸術家をパロディするウルフの視点に、二つの面から潜在的な力を指摘したことは、十分に評価できる。

全体としては、論文の英文の題名 *"dialogic approach"* に見られる「対話」というテクストのとらえ方が、必ずしも十分に説明されていないことが、各審査員から指摘された。さらに望まれる点としては、小説家ウルフがヴィクトリア朝の小説家から受けた影響あるいは結びつきとは具体的に何であったか、ウルフの小説のなかでどのような形で表現されているのかという、小説家としての重要な面については論じられておらず、今後の課題となる。とはいえ、みずから設定した目標はかなり達成されていることは認めてよい。したがって、すでに述べたように、これまで軽視されていた分野に新たな光をあてた意義は大きい。作

品の緻密な分析によってウルフがヴィクトリア朝人に強い関心を持ち続けていたことが実証的に論証されている。

英文については、若干細部での文法やスペリングの不正確さが見られるが、約四万五千語の論文全体として達意の英文の域に達していると認められ、MacLean副査からも学術論文の英文として“of a high academic level”であるとする評価が寄せられている。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、立命館大学大学院文学研究科博士課程後期課程に在学中に、本論文の骨子をなす本論第一章から第四章までのすべての部分を、大学内外の学術雑誌に公表（第二章は学会で口頭発表）している。また、文学研究科委員会は学位申請者が博士学位に相応しい学力の所持者であると認め、本学学位規程第二十五条第一項に基づいて試問の全部を免除した。当審査委員会は、以上の諸点を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学・立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

植木行宣

『山・鉾・屋台の祭り』

風流の開花 』

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇三年三月七日

審査委員

主査 川嶋 将生
副査 杉橋 隆夫
副査 桂島 宣弘
副査 村井 康彦

論文内容の要旨

申請論文『山・鉾・屋台の祭り 風流の開花』は、積年、全国各地の民俗芸能・祭礼の調査研究に従事してきた申請者の、実証的研究を大成したものであり、日本各地で催されている都市祭礼の実態調査をふまえて展開される、近世都市祭礼研究である。

本論文は第一編「山・鉾・屋台の祭り その成立と発展」、第二編「山・鉾・屋台の伝承」から成る。第一編は歴史的考察編、対して第二編は資料編ともいべき性格のものである。

第一編は八章をもって構成される。序章ではこれまでの祭礼研究、とりわけ、祝祭論的、権力論的視点に立つ研究は、ともに論のみが先行し、祭礼の実態をおさえた議論となっていないこと、あるいは折口信夫の依代論に依拠した意味論に終始し、思考停止に陥っていることを指摘、祭

礼の実態をおさえた具体的な研究の重要性を強調することにより、本論文の分析視角が提示される。以下、一章から七章では「風流」の語をキーワードに、「風流」が古代から中世にどのような展開・変容を遂げていったのか、それをつけて近世にはどのような展開・変容をみせていったのかを、北は青森から南は九州の、日本各地で現在行われている祭礼の事例研究に基づき、いわば歴史民俗学的手法を用いて分析する。

第一章「都市と祭礼」第二章「祇園御霊会の展開」第三章「山鉾の祭り 祇園祭りの成立」では、全国の祭礼の先行形態とも考えられている京都の祇園御霊会の歴史の変遷が考察される。申請者は、祇園御霊会の発生は、御旅所祭礼と御霊信仰が結合したものと捉える見解に立ち、その展開過程を、歴史史料や絵画資料などから詳細な復元を試み、かつ稲荷祭などと対比させながら近世にかけての特質が分析される。そして祇園祭の山鉾は、一五世紀のはじめにおいて、鉾・山・笠鉾・芸屋台の四類型が出揃うことを明らかにするとともに、その後は風流拍子物として展開していくことが、各地の事例を引用しながら明らかにされる。

第四章「風流の世紀」では、それまでの議論の上に、風流が趣向を凝らした作り物の意味から、作りものを伴う行為を指す概念に転じること指摘したうえで、愛知県の津島天王祭、兵庫県の大社三つ山神事、長野県の穂高祭りといった各地の風流祭礼が分析され、さらに、「火の風流」として五山の送り火や京都府の佐伯灯籠など各地の風流灯籠が、歴史的経過とともに分析される。第五章「中世的山鉾の伝統」は、京都から各地に伝播していった山鉾の祭りについて、それぞれの祭礼についての歴史的経過と祭礼の実態が詳細に分析される。ここでは福岡県・山口県の祇園会、愛知県熱田天王祭、兵庫県波々部神社祇園祭り、愛知県真清田神社桃花祭、徳島県八坂神社夏祭り、茨城県の日立風流物など、十以上の各地の祭礼が取り上げられる。

第六章「近世都市祭礼の展開」では、近世を迎えて城下町をはじめとする都市が一斉に成立したこと、それを基盤とする都市祭礼もまた各地で成立・展開していったことをつけて、東京の山王祭・上野の天神祭り、青森県の盛岡八幡宮祭礼、弘前八幡宮祭礼、京都府宮津の曳山祭り、滋賀県の長浜曳山祭りといった各地の都市祭礼が取り上げられる。そしてこうした都市祭礼の多くは、京都の祇園祭をルーツとする伝承をもつにもかかわらず、山鉾、とりわけ鉾の形態をもつものがほとんどみられず、造形面においては祇園祭の直接的な影響がみられないこと、近世の都市祭礼は、神輿が巡幸する御旅所祭礼が基本であり、それは神幸に随い、仮装した者や作り物を中心に集団で練り歩く^{ねりもの}練物として始まったものであることが明らかにされ、各祭礼におけるこれらの練物の詳細が分析される。第七章「山・鉾・屋台のかたち」は、近世都市祭礼の花形となった山・鉾・屋台について、上述の議論をつけながら、それらの類型化を試みた章である。結果、山鉾は「囃されるもの」と「囃すもの」とに二分され、「囃されるもの」はさらに「ホコ系」と「ヤマ系」に分けられること、後者の「囃すもの」は囃子系で一本化されるが、その中は、芸屋台・囃子屋台・太鼓屋台に細分化できることなどが提示される。

以上のような第一編に対して、第二編は、第一編では取り上げることができなかった祭礼を中心に、全国四十にも及ぶ各地の祭礼を、「鉾の祭り」「作り山の祭り」「山と屋台の祭り」「灯籠山の祭り」「芸屋台の祭り」「練物の祭り 長崎くんち」の六章に分かち、現在の実態について民俗学的手法で調査、そのデータを提示するとともに、詳細な分析を行ったものである。いわば資料編的性格をもつ。

論文審査の結果の要旨

申請論文の審査は、二〇〇二年十二月十一日午前十時より末川会館第

一会議室において行われた。傍聴者は四名。審査委員四名の合議による総合所見を以下に述べる。

権力発揚の場として、権力と祭礼との関わりを見ようとする近年の祭礼史研究の分析視点を排し、「祭礼の実態をおさえた具体的研究は放置されたままである」と批判したうえで、かつ「山・鉾・屋台については、その実態を問うことなく、折口信夫の依代論に拠りかかった意味論に終始し、思考停止に陥っている」研究の現状を憂慮して、全国各地の山・鉾・屋台の祭礼を申請者自身が長年に亘り調査し、その具体的な検討を通じて、都市祭礼の実像に迫ろうとしたのが、本研究である。

近年、都市民俗学構築の必要性が説かれ、都市民俗研究会などの活動も展開されてきているが、しかしその必要性が叫ばれるようになってからさほど時間を経過していないこともあって、その分野ではいまだ体系だった研究は提示されていない。申請論文は、そうした都市民俗に、祭礼という分析視角からはじめて切り込んだ業績であり、これは長年、各地の民俗芸能の調査・研究に携わってきた申請者でなくしては果たし得なかつたものである。最大の成果と評価することができよう。

本論文は、本来であれば、「近世都市祭礼論」とも命名すべき内容のものであるが、申請者は祭礼と権力との関係を、禁欲的なまでに排除し、あくまでも祭礼の実態の詳細な分析に主眼をおき論を展開しているのも大きな特徴であるが、こうした研究分野では、従来、精神論的な議論を展開しがちであったのに対し、山・鉾・屋台という、ものを介した総合的な学問の手法を示された点も、高く評価できる。

近世都市祭礼における御旅所の役割を明快に分析されたこと、「五山の送り火」の成立について、一五世紀半ばには成立していた火の風流「万灯笼との関係に着目して新知見を提示されたこと、全国の山・鉾・屋台についてはじめての類型化を提示されたこと、近世都市祭礼における

練物について、これまたはじめて体系的な分析をおこなったことなど、本申請論文には随所に多くの新知見がみられる。また第二編では全国のおよそ四十件にも及ぶ各地の祭礼をとりあげ、現況の実態報告を行うと同時に、主要な関連史料を提示しているが、この報告は、近い将来、必ず貴重なデータとして、今後の近世祭礼研究に大きく寄与するものとなることは疑いのないところである。

しかし具体的な実態に目を凝らしている反面、歴史的変容の意味や、各地での多様性の背景などの分析にもう少し配慮がほしかったという感もある。例えば、都市祭礼は、都市民の成熟や地域共同体の成立を前提としなければ理解できないし、また祭礼を装飾する工芸など、地域がもつ技術力の問題も重要と考えられるが、本論文ではそれらについて、十分な分析が及んでいない、また神社と都市住民との具体的な関わりについての分析も少ない、などである。また申請者は、祭礼において、中世と近世の間に一定の断絶を置くとの考えを提示しているが、この点についても更なる精査が必要であろう。以上のことは申請論文から得られた多くの成果と比べれば、わずかな瑕瑾にすぎないが、今後の研究のさらなる深化を期待したい。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は長年、民俗芸能の調査・研究に携わると同時に、民俗芸能学界および日本芸能史研究分野の重鎮として研究をリードしてこられ、若手研究者に対する指導についても定評のあるところである。研究業績においても芸能史関連論文、民俗芸能の調査報告書などは膨大な数にのぼっており、学界における評価は、揺るぎないものとなっている。

本論文に引用された漢文史料（中国古文）の読解は正確であり、漢籍への理解も深いことが認められる。また審査委員会に提出された英文要

約は正確である。

審査委員会は、以上の諸点を総合的に判断し、本学学位規程第十八条第二項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

毛利 憲一

『古代日本における地方統治機構の研究』

八世紀の国郡制と国家権力

『

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 杉橋 隆夫

副査 本郷 真紹

副査 鎌田 元一

論文内容の要旨

本論文は、律令制下、七世紀後半から九世紀における在地支配の構造とその史的特質、とりわけ、律令体制成立以前に在地を掌握していたとされる首長の系譜を引く郡司による支配の実態解明を試みたものであり、本論第一章、第四章に序章・終章を付して構成される。

まず序章「郡司制と古代国家論」では、従来の郡司研究に多大な影響を及ぼした石母田正の在地首長制論の特色を論じ、以後の研究の多くが基本的には石母田理論を批判的に継承、もしくは発展させたものである事実を指摘する。しかし論者は、むしろ該理論に拘泥することなく、あくまでも律令制度により整備された官僚機構の一員として職務を遂行する郡司の、すなわち律令官人としての存在意義を改めて問い直すのが肝要であり、石母田理論の「呪縛」から解放された新たな視点の設定と分析こそが有効である所以を説いている。以下本論各章は、序章に示され

たかかるスタンスに基づき、官制と財政を中心とする種々の角度から、郡司や在地支配の特質について考察を加えていくこととなる。

第一章「外位制の再検討」では、郡司に多くの例が見られる外位制の意義を追究する。大宝令制定に伴い初めて設定された外位制は、官位相対の対象とならない等の理由から、これまで、在地首長を郡司として律令官僚機構に組み入れたことによる特例的措施とするのが一般的理解だったが、申請者は、軍毅や帳内・資人等、郡司以外の者でも外位に叙される場合がある事実を重視し、その意義を改めて検討しなす。およそ叙位の主体である天皇との関係でいうと、国司や貴族たる本主は、「国」や「家」という構成体を単位として、天皇と直接君恩・奉仕の関係を取り結ぶのに対し、郡司・軍毅は「国」を代表する国司、帳内・資人は「家」を代表する本主を通じて間接的な関係しか結びえない。この直接・間接の差異を反映したのが、すなわち内位と外位の別に他ならないと結論付けるのである。

第二章「郡領の任用と『譜第』」では、郡司、とりわけその長官・次官たる大領・少領への任用の根拠とされる「譜第」の意味について検討する。すなわち大宝選任令応募条と郡司条とを比較し、郡司条の独自性として、条文規定の上で「労効」が問題とされていない点に注目し、郡司の「労効」とは、立郡時に認定された父祖の天皇・国家に対する奉仕の事実であり、むしろ「労効」基準を令文に明記しないことによって、実質的に「譜第」(氏の系譜)による任用方式が大宝令制に「構造化」していたと主張する。

第三章「郡領任用政策の歴史的展開」は前章に継続し、郡領任用条件の変遷と史的意義について考究する。まず、天平七年(七三五)と同十四年に相反する任用方針が打ち出された背景には、藤原四子政権から橘諸兄政権への交替が想定され、さらに、天平七年制への再帰的な性格を

もつ天平勝宝元年(七四九)の制度は、藤原仲麻呂の政治方針に基づいて設定されたと解する。また郡司の任用権限に関しては、天平期には式部省による銓擬権掌握傾向が存在し、それが、国司による銓擬(国擬)の相対化と「譜第」任用の相対化という、まさしく表裏一体的な進行を導いたと評価している。加えて、延暦十七年(七九八)の詔で一旦「譜第」の任用が停止され、弘仁年間に復活する問題については、桓武朝の政治改革と失敗の反映と見るものの、復活した「譜第」任用制に国擬との一体性の喪失という変質を指摘し、やがてそれは、擬任郡司制の導入による新しい国擬方式の成立を促したと述べる。

第四章「律令国家の稲の財源 八世紀前半の地方財政」では、前三章とは視点を一新し、財政面から郡司の特質と在地支配の実態分析を試みる。地方に設置された郡稲の意義については、未だ通説的見解を得ていないが、論者は、天皇の稲として中央財源たる性格を有する大税と、国司管轄下に国内部の諸経費を賄う財源としての郡稲という二元構造が、天平年間の官稲混合により一元化し、次いで論定稲・公廩稲という二大出挙稲が設置されたのは、増大する中央経費の地方転嫁、墾田開墾のための原資・食料の確保を目的とし、民部卿藤原仲麻呂の立案にかかると推定している。行論全体を通じて、地方首長の天皇に対する服属の象徴として郡稲を位置付ける従来の研究姿勢を批判し、あくまでも「国」単位の行政という視点から一貫して論じているのが、本章の特徴である。

終章「総括と展望 国郡制の歴史的位相」では、叙上本論を要約した上で、大宝令制下の地方統治は「国」を基軸としたこと、郡司の特質は「譜第」任用を基礎とする天皇との直接的関係にあること、天平期における「転換」の意義は、国家権力による国司・郡司への統制強化であり、国郡制変容の契機となったこと、以上三点を主たる結論とし

て確認する。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇三年八月四日(月)午後三時から、末川記念会館第四会議室にて公開で行われた(傍聴者一名)。審査委員三名による総合所見を以下に述べる。

本論文は、律令制下の在地支配を担った郡司の性格について、他の多くの先行研究とは異なり、石母田在地首長制論の発展的あるいは批判的な継承を目指すのではなく、郡司があくまで律令官僚機構の一言職として設置され、中央より派遣される国司の配下で地方行政の任務を負った事実を重視し、かかる認識を前提として、天皇・国司との関係を踏まえ、た補任の原則や、郡司自身との関係如何が課題とされる郡司の性格について、独自の理解と評価を試みたところに、鮮やかな斬新性が認められる。

先行研究の整理と評価、課題の指摘についても、主要な論文を博搜した上での確に行われており、明快な論旨をもって独自の見解に及ぶべく論の構築に努めている。第一章から第三章までで展開された郡司制度の内実と変遷に関する議論の力点は、律令国家の在地支配構造は、あくまでも国を単位とするところにある、従って郡司の任用や権限を考えるさいにも、国司の管轄下にある官人としての性格を重視すべきで、時として式部省という中央の官僚機構が、郡司任用の銓擬に権限を有する場合があっても、基本的には国司の判断に委ねられたこと、などに認められる。

こうした主張は、郡司を単純に官人としてのみ見るのではなく、広く国家の在地支配構造の中で郡司の性格を再評価し、石母田在地首長制論を安直に継承する先行諸研究に反省を促す姿勢に賞かれており、大いに

評価しうる内容になっている。実証的にも従前の議論に対して、十分に対案として通用する有力な解釈を提示していると評されよう。第一章、第三章における行政制度史的考究に対して、一転して第四章に財政面からの分析を配したのも、両者合わせてバランスの取れた行論に仕上げるのに寄与している。またそれだけ、論文全体の説得力が高まっているともいえる。

史料の読解や論証の過程、表記等についても、学位論文として遜色がないと評価でき、単純なミスや牽強附会の説も見受けられない。穩当にして抑制の利いた論述に終始している。

強いて課題を挙げれば、ごく一部ではあるが、叙上の郡司制度に対する論者の見解を前提として、論証を試みた感を禁じ得ない箇所がないとはいえない。また今回審査論文提出にさいして新たに書き下ろされた第四章の郡司に関する評価は、従来の見解に比してより説得性に富むとは断言し難い。文章面でもやや冗長と思われる部分も存在するが、それらはいずれも、学位論文としての価値を大きく損なうものではない。今後さらに多面的かつ時代を拡大した考察を継続することにより、律令地方行政の特質について、必ずや学界に大きく貢献する業績を挙げるであろうと期待される。

なお、論文審査にかかわる口頭試問においては、概ね以上の諸点をめぐって質疑応答が行われた。申請者の答えは何れも的確で要を得た内容であった旨を付記しておく。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、本論文に付された参考論文三編(本論文第一章、第三章の骨子をなす)を学術雑誌に公表したほか、いくつかの学会発表をこなし、その都度、学界においてしかるべき評価を獲得している。本審査委員会

は、叙上の業績、別紙経歴等により、関連科目・外国語等に関する十分な学力の所持者であることを認め、本学学位規程第二十五条第一項に基づき、学力確認に必要な試問の全部を免除した。

これにより当審査委員会は、本論文と関連論文の評価、論文審査の結果、その他学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

張 建立

『日本茶文化史論』

九八

学位の種類 博士（文学）
授与年月日 二〇〇三年三月三十一日
審査委員

主査 川嶋 将生
副査 桂島 宣弘
副査 吉村 亨

論文内容の要旨

従来、日本茶文化研究は、喫茶の一形式である日本茶道に集中して行われてきた。申請論文は、こうした従来の研究に対し、製茶・喫茶・喫茶の機能などを総合的なものとしてとらえ、九世紀から十七世紀にかけての日本茶文化の特色を明らかにしようとして試みたものである。概していえば、日本の茶文化は、中国及び朝鮮半島の茶文化に対する等価的移入と選択的摂取をし、さらに宗教と結びつきながらその独自の展開を遂げた点に、最も大きな特色があるが、本申請論文では、中国や韓国の茶文化と比較しながら、こうした日本茶文化の特色を五章に分けて考察する。各章の構成と内容は以下の通りである。

序章「日本茶文化史研究の現状と本論文の課題」では、これまでの日本における茶文化史の研究史を整理し、その問題点と本論文での分析視点が提示される。

第一章「茶道」の語について」は、第一節「茶道」の語の初見」第二節「日本における「茶湯」と「茶道」から成る。本章では、これまでの研究において、「茶道」と「茶の湯」の語がきわめて曖昧に使用されてきたとの批判の上になつて、これまで十分に検討されることになつた「茶道」の語を歴史的に考察し、中国・朝鮮半島および日本において、「茶道」という語で表現される行為がどのようなものであつたのか、その内容を多くの史料を提示しながら明らかにする。本来、中国唐代から使い始められた「茶道」という語で表現される行為の内実は、主に養生あるいは養心を目的とする製茶、喫茶の技法、精神的な理念といったものであつたが、中国では、このような「茶道」の内容は、少なくとも明代まで伝えられ、しかも朝鮮半島や日本茶道に大きな影響を与えたことを明らかにする。

一方、朝鮮半島の茶文化に関する研究は、現在、緒についたばかりで、不明な点も多いが、申請者は、主に金明培氏著『韓国の茶道文化』で取り上げられている事例を検討し、朝鮮半島の茶関係資料を見る限り、近世までの該地域における製茶と喫茶の内容および喫茶の機能に対する認識は、中国のそれとさほど大きな相違はなかつた、と結論づける。

日本における「茶道」の語は、十七世紀後期から、喫茶の技法と精神的な理念を意味する言葉として文献に現われ始めるが、一般的に用いられるようになったのは、十九世紀以降であつたことを、史料を渉猟し分析するなかから明らかにする。そして以上の議論をふまえたうえで、研究者が日本茶道の独自性を主張しようとするのであれば、「茶道」の語よりむしろ「茶の湯」の語を用いるほうが相応しいと結論づける。

また日本独自の文化としての茶の湯には、原意の「茶道」とは異なる二つの創意が見られることを主張する。一つは、今日でも遵守されている主に懐石によるもてなしをする初座、暫時休息の中立、喫茶の後座と

いう茶事の基本型の創立であり、いま一つは、主客心身の感応によって創られた茶趣、つまり『南方録』で記された茶と湯との調和によつて成り立つ湯相論の完成である。この二点の形式が完成され定着していくのは、『南方録』が世に現われた一七世紀後半の元禄時代頃と考えられるとする。

第二章「日本における喫茶法の変遷」は第一節「中国における喫茶法の変遷」、第二節「日本における中国喫茶法の受容と展開」から成る。本章では、これまでの茶文化研究では深められることになつた喫茶法の変遷を歴史的に辿り、日本における中国喫茶法の受容と展開を明らかにする。まず第一節では、中国における喫茶法は、歴史的に茶葉を食し飲み下す食葉法と湯水で茶葉より抽出した成分を飲む飲汁法とに大別され、それらはさらに煎茶法・点茶法・淪茶法に分類されることを指摘したうえで、二節においてその喫茶法が日本においてどのように受容されたのかを、平安時代後期から江戸時代初頭にかけて、記録や漢詩文などに基づき分析する。まず季御読経における引茶の実態を分析し、平安時代を通じて、そこでは喫茶法の煎茶法と点茶法、および飲汁法のうちの煎茶法での喫茶が行われていたことを明らかにする。次いで、鎌倉時代から室町時代にかけての禅僧達の間では、点茶法よりも飲汁法のなかの煎茶法でもつて茶が喫茶せられていたことを、漢詩集などの分析から明らかにしたうえで、飲汁法での喫茶は禅僧に限ることなく、公家世界においても行われていたことを指摘する。その際、茶の摂取方法を考察するため喫茶道具の分析も合わせて行う。なお淪茶法は鎌倉時代後期には日本に伝来していたとする。これらの結果をふまえて、申請者独自の日本における喫茶法の分類表を作成し、提示する。

第三章「茶の栽培と調製」は第一節「茶園の育成、分布、規模」、第二節「製茶の種類、技術、製茶者」から成る。本章では、中世における

茶の栽培、製茶種類、調製技術などについて考察する。とりわけ茶園の育成や茶園の分布・規模、製茶の種類、さらには製茶の技術者などの問題について分析する。まず鎌倉時代には、種子を用いる実生繁殖法が、畿内はいうにおよばず、関東においても行われていたことを、『金沢文庫文書』などを中心に用いて明らかにする。同時に日陰で育成された茶が良質のものであるとの認識が、南北朝時代にはすでに存在していたことを指摘したうえで、日本独自の栽培法である覆下栽培はこの認識の延長線上にあったとし、覆下栽培は従来の理解よりも早い室町時代中期には出現していたと主張する。次に茶園の分布については、平安時代には畿内中心であったものが、鎌倉時代になると武蔵国方面にまで広がっていたこと、茶園の開拓については禅宗よりもむしろ顕密寺院が大きな役割を果たしたことを明らかにする。室町時代中期になると、かつての本茶である梅尾茶に勝る宇治茶が調製されるようになり、それと同時に「無上」「別儀」「ソソリ」または「極上・別儀・極揃・別儀揃」といった日本独自の製茶種類が生まれてきたことを明らかにする。しかしそれまでの日本における茶園の育成技術や製茶種類は、ほとんど中国を手本にして発展し、「雲脚茶」をはじめ、茶に対する呼び名までが中国の茶名をそのまま援用したものであったとする。

なお日本における茶生産は、寺院や神社などいわゆる宗教との関わりの中で発展してきたことが、もつとも大きな特徴であり、例えば名山と言われる有名な茶産地の背後には、西大寺、興福寺、東大寺、東寺、高山寺、仁和寺、醍醐寺、神護寺などを中心とする顕密寺院が常に存在していたことを明らかにする。また関連史料はきわめて少ないが、その分析のなかから、茶を調製する専門的な技術は、寺社関係者や渡来系の系譜につながる人々によって伝えられてきたのではないかと、寺院と茶生産との関わりをのなかから、推定する。

そして終章「日本茶文化の特色について」では、上述の論点の確認と今後の課題が示されるが、とりわけ、アジア地域における、茶の湯を含んだ芸能の伝承制度と、その比較研究の必要性が強調される。なお付表として、日本における一五世紀初頭から一六世紀後期にかけての、茶の贈答に関する詳細な表が添付されている。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇三年七月八日午前十時より末川会館第四会議室において、公開で行われた(傍聴者五名)。審査員三名の合議による総合見を以下に述べる。

本論文は、中国茶道文化史の展開をベースとしながら、日本茶文化史の展開を検討した労作である。ほぼ八世紀から一九世紀に至る日中両国の諸史料を精査した努力は驚嘆に値するものといえる。また、喫茶の形式に絞り、特定の著名茶人の検討に終始しがちであったこれまでの研究を批判し、喫茶の効能、喫茶法、製茶の史的展開を総合的に考察しようとした点も、方法的に高く評されるものである。

本論文によって明らかにされ、提起された事象は実に多い。以下にそのうちの幾つかを列記する。まず、「茶道」の原義を、研究史上はじめて分析し、そこから日本の「茶の湯」の特質を導きだしたことが、平安時代後期以降、供茶以外、茶の湯の行為は長い中断期間があったとするこれまでの理解に対しては、季御読経を中心とする宗教行事などの場において、中世期全般を通して間断なく継続していたことを明らかにした点、従来、茶の湯研究においては、禅宗との関係が強調されてきたが、鎌倉・室町時代段階における茶生産においては、むしろ顕密寺院との関わりが深かったこと、それと関連して、茶園分布の詳細を示したことで、室町時代に至って登場する茶銘とその内容の詳細を明らかにする

とともに、室町初期の茶銘は、中国の茶銘の模倣が多かったことを明らかにしたこと、そしてその分析過程で、これまで粗末な茶の代表とされていた「雲脚茶」は、実は高級のものであったことを明らかにした点。日本独自の茶栽培法であった覆下栽培は、従来の安土・桃山時代に至り出現するとの理解に対し、室町時代中期には出現していたことを傍証し、この栽培法の出現によって、梅尾茶と宇治茶の立場が逆転し、その結果、茶銘においても、中国の模倣を脱して日本独自のものが生まれてきたとの筋道を明確に示した点、などである。これらの見解は、いずれもこれまでの日本茶文化史研究の理解に対して修正を求めるものとなっている。

以上のように、本申請論文はこれまでの通説的理解に対して、多くの新しい見解と問題提起を行っているが、茶栽培のうえで大きな転換点となった覆下栽培の出現時期については、なお史料を渉猟する必要があること、茶園の分布とその内容については、全国の自治体史をさらに精査するなど、内容をさらに深めなければならない余地が残されていること、第一章と第二章以下では、論文の構成上、その関連が必ずしもスムーズにいったいないこと等、課題や問題点もある。

また日本茶道史研究・韓国茶道史研究の背景にあるナシヨナリズム的見解を批判している点も本論文の大きな特色となっているが、同じく中国茶道史研究に横たわるナシヨナリズムから自由になり得ていない感がある。ナシヨナリズム的視点と対峙する比較文化史研究をさらに一段と高い水準に引き上げるためにも、より一層的方法的・理論的検討が望まれるところである。また、韓国茶道史研究の批判などにおいて、やや粗い引用があったことも残念であった。将来が囑望されるだけに、敢えて付記しておきたい。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は、一九九六年、中国南開大学歴史研究所修士課程修了後、来日して裏千家家園茶道専門学校に在籍し、茶道の研鑽に努め、二〇〇〇年、本学大学院博士課程後期課程に入学した。入学後は研究に専念して日本文化研究と日本語能力の向上に努め、今日まで学術雑誌に二本の論文を発表、学会での報告も行い、翻訳著作も一冊（二〇〇三年十一月刊行予定）ある。茶文化史研究では、ここ四、五年、従来の通説的理解を改めて問い直す論考が幾つか公にされ、新しい潮流が生まれつつあるが、申請者の諸論文もその一翼を担うものとの評価を学界において得ている。また日本語の能力は会話・文章力とも非常に優れている。文学研究科委員会は学位授与者が博士学位に相応しい学力の所持者であると認め、本学学位規程第二十条第一項に基づいて試問の全部を免除した。当審査委員会は、審査論文と関連論文に対する評価、審査の結果、その他学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。

生田 頼孝

『商紳政権 連省自治の理念と現実』

『広東省の場合』

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 松本英紀

副査 本田治

副査 北村稔

論文内容の要旨

本論文は、清朝崩壊後に内乱が続発していた一九二〇年代の中国で、国家再統一の方策として追求された「連省自治」運動の分析を試みたものである。「連省自治」とは、政治的民主化を推進しつつ、相対的に独立した各省が連邦国家を立ち上げるにより軍事抗争を終焉させ、平和裡に国家統一を実現させようというスローガンである。本論文の表題にいう商紳政権とは、この「連省自治」を推進すべき商人と紳士(官吏登用試験の科挙に合格した知識人)の連合した新しい政治権力を意味する。「連省自治」運動は各地で展開されたが、論者は最も顕著に運動が展開された広東省に焦点を絞り考察を進める。

論者の問題意識は、現在の中国のおかれている状況から導かれたものである。改革開放政策を通じて各省が経済的および政治的に自立傾向を強め、また中国共産党の一党独裁による民主化運動への弾圧が進行して

いる状況の中で、かつて試みられた「連省自治」運動の分析の中から現状への何らかの解決策を探ろうとしている。

「序章」では、「連省自治」運動に関する従来の研究と、広東省での運動の担い手であった陳炯明の政治的経歴およびその思想傾向の分析が行われている。陳炯明は中国国民党の黨員であり孫文の部下でもあったが、広東省内の実権を掌握していた。第一章と第二章では、「連省自治」運動の時代背景と運動を巡る思想的対立が分析される。更には軍事力を掌握していた陳炯明が広東省の隣省の福建省の占領地で行った教育改革や社会改良事業に焦点を絞り、陳炯明の推進した政治刷新の実態が分析されている。

第三章から第五章においては、陳炯明が広東省で実行した「連省自治」運動の分析が行われる。清朝末期から開明的紳士として知られていた陳炯明は、清朝が崩壊して中華民国が成立した後には、無政府主義の影響下に全人民の政治参加を主張し、民衆参加により下からの政治権力を積み重ね全国的政治体制を建設することを理想とした。そして労働運動や農民運動にも大きな理解を示してこれを保護育成し、出現したばかりの中国共産党員との間にも濃厚な思想的交流が存在していた。陳炯明は全人民が参加する政治体制構築へのステップとして、一九二〇年代初に広東省内で県長の民選(制限選挙)や省都である广州市の市政諮問機関の民選(制限選挙)を実行した。また広東省の憲法作成にも着手していた。陳炯明自身は、自らの指導力のもとに社会の各階層間の矛盾を調停し、全人民参加の政治体制の実現を信じた。そして豊かな経済力を有する広東省を核とする、経済的求心力による西南各省の連合という考えを抱いていた。しかし陳炯明が全人民として捉えた民衆は実際には種々の利害対立を有する分裂した諸階層として存在していた。資本家(商人を含む)と労働者、地主(紳士を含む)と農民の間には利害対立が存在していた。

利害対立を有するこれらの諸階層は、内戦発生時に他の省から広東省内に進入する軍事勢力に対して団結して抵抗せざるを得ない場合には協力することが可能であった。しかし、陳炯明自身が軍事力を保持する必要から都市部の商人層を基盤にする政策を次第に鮮明にしはじめると、他の諸階層は陳炯明の政治指導に服さなくなる。また中国国民党の指導者である孫文は武力による全国統一に固執しており、広東省の独自の発展と他省への軍事不干渉を当面の方針とする「連省自治」運動には、全く理解を示さなかった。そして陳炯明の支持基盤である商人層に過大な戦費負担を強いてでも全国統一の軍事行動を発動しようとした。その結果、陳炯明は孫文に反旗を翻し、孫文に従う中国国民党員との間に広東省内では軍事的な内部抗争が勃発する。かくして、陳炯明の志向した広東省の平和的建設と連邦制による全国統一の理想は崩れ去る。そしてこのあと、孫文の遺志を継ぐ中国国民党が全国統一をなし遂げたため、これに反対する政治理念を有した陳炯明と「連省自治」運動に対しては、国家統一に反対する人物が掲げた地方割拠の理論に過ぎなかったという否定的評価が与えられ、これが中国近代史理解の主流となってしまう。本論文はこのような否定的評価に対し、再考を促す貴重な一石を投じている。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇三年一月十三日(月)午後三時半より午後五時十五分まで、傍聴者七名を交えて末川会館第一会議室で行われた。審査の冒頭では論者の抱く問題関心に質疑が集中し、論文執筆の動機がより鮮明に確認された。すなわち、論者は天安門事件に象徴される社会主義の行き詰まりを、「国家権力の社会への吸収」という政治学の新しい理論により克服できぬかと考え、陳炯明の行った「連省自治」運動の中

にその可能性を見いださうとしているのである。この可能性に関するひとしきりの議論のあと、論者が本論文で確立した分析の枠組みを弾力的に運用して問題の解明を深化させる事への期待が、審査委員たちから表明された。続いて、論文に見られる分析上の問題点について質疑が行われた。そして論者の教養体系の一半を占める政治学の素養が、ややもすれば現実から離れた政治理論の一人歩きを許してしまっており、歴史学の論文に要求される細やかな事実の全体像が十分に見えてこないという点が指摘された。具体的には、「連省自治」運動の中核となるべき紳士の定義が画一的に過ぎること、陳炯明という個人に対する分析的視点が弱いこと、中国国民党と中国共産党のそれぞれの歴史観を対立軸として議論を展開しているため歴史の実像を幾らか取り逃がしている、などの諸点である。

しかしながら、従来は否定的観点から積極的には扱われてこなかった陳炯明と「連省自治」運動をとりあげ、多くの新しい一次資料を使って当時の複雑な社会状況と問題点をあきらかにしようとしている点は、今後のこの方面における研究に大きな刺激を与えるものであり、高く評価できる。

試験または学力確認の結果の要旨

申請者は本論文の骨子をなす複数の論文を学術雑誌に公表している。審査委員会は本論文の内容と論文審査の結果、更に申請者の学業成績等を総合的に判断し、本学学位規程第十八条第一項により、博士(文学立命館大学)の学位を授与する事を適当と認める。

また、文学研究科委員会は、本人の既発表論文内容・経歴等により関連科目に関する十分な学力の所持者であることを認め、本学学位規程第二十五条第一項によりこれに関わる試問の全部を免除した。

『宮都地域における古代の地形環境と土地利用の特性に関する研究』

藤原京・平城京・平安京を事例として

学位の種類 博士(文学)

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 吉越 昭久

副査 片平 博文

副査 高橋 学

論文内容の要旨

本論文の目的は、古代宮都(藤原京・平城京・平安京)の地形環境とその土地利用の関係について考察することにある。対象とした時期は古代であるが、平安京に関しては古代にとどまらず中世初頭までを扱っている。

近年、宮都地域では、埋蔵文化財発掘調査によって考古資料が蓄積され、古代の地形環境や土地利用が高精度で復原することができるようになった。これまで先行研究では、古代の方格プランの一つである条里地割内部の土地利用と微地形の関係についての検討が行われてきた。しかし、宮都内部の土地利用がどのような地形条件に規制されるかについての検討は、充分に行われていない。そこで、条里地域と条坊地域、すなわち宮都地域との比較検討は、不可欠になる。

過去における地形環境と土地利用の関係を研究するためには、考古学

のタイムスケール、すなわち10²年のオーダーを用いることが前提になる。これまで、宮都地域では、多くの地形・地質に関する研究が行われてきたが、それは現在の地表面を対象にした地質学的なタイムスケールでの研究であり、宮都が機能していた時期の研究ではなかった。また、考古学や歴史学においても、過去の地形環境は現在とほとんど変わらないものと捉えることが多く、現在の地形図や地形分類図をもとに論じられてきた。

そこで本論文では、まず地形環境分析やジオアーケオロジーの手法を、古代宮都地域に適用し、古代から中世初頭における地形環境およびその変化を時・空間ともに高精度で復原する。次に、以上の成果をもとに、宮都地域における地形環境と土地利用の関係を様々なスケールで検討する。

具体的には、宮都地域における完新世段丘面の形成時期、宮都の立地環境、氾濫原と市街地の関係、微地形と土地利用の関係などの検討である。そしてこれらの分析結果を踏まえ、条坊制の方格地割に区画された地域の土地利用やそれを規定する要因について、考察している。

その結果、以下のような結果が得られた。まず、完新世段丘面の形成時期は、一〇世紀末から一一世紀初頭のおよそ半世紀に限定された。つまり、古代末には、完新世段丘面が形成されていたのである。

完新世段丘面の形成以前に機能していた藤原京・平城京・長岡京・平安京前半では、沖積平野において氾濫原的な環境が支配していた。そのため、これらの宮都は潜在的に洪水の危険性が高かった。完新世段丘面の形成された一一世紀以降に機能した平安京では、洪水の少ない安全な土地が拡大した。これが、市街地の拡大を促進させた要因の一つである。一〇世紀末の『池亭記』に記された右京の荒廃・左京の発展は、完新世段丘面の形成と密接に関連していたのである。

古代の宮都では、地形環境に大きな配慮をしていた。宮都の住民は、土地を選択する場合、大規模な洪水が起こりやすい氾濫原や水の得にくい台地を回避した。特に、天皇や貴族は、前述の条件に加えて、水の得やすい旧河道などの微地形を宅地の一部に積極的に取り込んでみいる。

条里地割内部の土地利用と微地形の関係について、先行研究では一町内部の土地利用と微地形が対応していたことが指摘されている。この点は、本論文でも確認された。つまり、条里制や条坊制では方格プランが施行されていたものの、方格プラン内部の土地利用は地形環境に対応するという特性をもっていた。

論文審査の結果の要旨

(主査 吉越昭久)

本論文は、多くの発掘現場の地質断面資料などを有効に用いて、古代宮都地域の地形環境と土地利用との関係を検討したもので、視点の斬新さ、多くの新しい成果を出した点で、評価される。

これまでの歴史地理学や考古学の研究では、現在の地表面をもとに類推する研究が多かったが、本論文では、当時の地形面を復原し、そこから地形環境や土地利用の考察を行った点が注目される。さらに時間のスケールを短くしたことで、より正確な検討が可能になった。これらの諸点から、本論文が課程博士論文として、ふさわしい内容であると判断できる。

論文全体に帰納的な方法をとったために、概念の提示や方法の一般化にややわかりにくい部分が残った点、平安京にウエイトがかかっている点など、多少今後考慮すべきこともある。しかし、これらは、課程博士論文としての評価に影響を与えるものではない。

(副査 片平博文)

本論文は、地形環境分析やジオアーケオロジーの方法を基礎として、日本古代の宮都とその周辺における地形環境と土地利用との関係を研究したものである。主として、取り上げられた宮都は、藤原京、平城京、平安京であり、これに長岡京の研究成果が補足的に応用されている。いわゆる宮都研究は、これまで、どちらかといえばそれぞれ個別に研究されることが多かったが、本研究では並列的かつ意欲的に、三宮都の詳細な地形環境および土地利用の状況が復原・分析されたことによって、いくつかの新しい知見が得られたといえる。研究reviewのまとめ方、文献史料類の分析手続き、図表の説明などに関して、若干の課題は残るが、課程博士論文にふさわしい新しい成果も確実に生み出すことができた。

(副査 高橋 学)

これまで、ほとんどまとめて研究されたことのない「人が密集して住む都城(藤原京・平城京・平安京)」を対象として、地形環境、発掘データ、文献資料などを駆使して、地形環境の変化と土地開発、そして災害との関係を検討した研究で労作である。現状では、まだ荒削りのところがないわけではないが、広い視野から三都を比較し、一〇世紀末―一世紀前半の河床低下による段丘化によって、土地開発が変化する様子や、それぞれの都における宅地(特に邸宅)の立地に共通性と、地域による違いがみられることを明らかにした意味は大きい。言葉の定義や史資料の扱いなどに、やや厳密性を欠くところがあるものの、登竜門としての課程博士論文としては、十分な内容をもっているものと判断される。このような研究に終点はなく、さらに新しいデータを積み重ねることで今後のいつそその研鑽努力を望みたい。

試験または学力確認の結果の要旨

博士論文の公開審査は、二〇〇三年七月二十六日(土)十三時から十

五時まで、創思館三〇三において、傍聴者二十二名の出席を得て行われた。この審査における質疑に対する答えは的確であり、学力に關しても問題となるところはない。また、博士論文の参考文献やその利用の状況からみて、課程博士にふさわしい語学力を備えているものと判断される。文学研究科委員会は審査請求者が博士学位に相応しい学力の所持者であると認め、本学学位規程第二十五条第一項に基づいて試問の全部を免除した。

学位請求論文の内容と合わせ、総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により博士（文学）の学位を授与することを適当と認める。

本 間 昭 信

『視覚障害者の空間認知と空間的行動』

一〇六

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇三年三月三十一日

審査委員

主査 須原 英士雄

副査 生田 真人

副査 矢野 桂司

論文内容の要旨

地表という空間の中で日常生活を行っている個々の人間は、空間的な広がりをもった行動（空間的行動）をしようとする時、その行動の及ぶ範囲内の地表が、どのような特性を持っているのかを認知（空間認知）して、いかに行動すべきかの意志決定を行い、それに基づいて実際の行動をとっている。空間的行動や空間認知についての地理学的説明は、行動地理学の主要テーマとして、既に数多くの研究成果の蓄積がなされている。

本論文の主目的は、空間認知から空間的行動に至る上記のプロセス中に介在して、見逃せない役割を果たしていることが指摘されながら、従来の行動地理学研究の中では十分な論議がなされてこなかった、移動経路を取り巻く環境（移動環境）という現象に注目し、視覚障害者を対象者として調査・分析するというユニークな視点を取ることににより、プロ

セス全体のあり方を、より本質的な側面から組み立て直すことである。

さらに、本論文が視覚障害者を研究対象者とするところから、次のような副目的が立てられている。すなわち、従来の行動地理学ではほとんど明らかにされることのなかった、視覚障害者の日常生活中での、空間認知特性と空間的行動特性との関連を説明し、とくに移動環境との関わりから、視覚障害者の主体的な空間的移動の計画・実行に際しての行い易さ（モビリティ）の改善に必要とされる諸事項を明確にして、行動地理学の研究が、視覚障害者福祉に貢献できるようにするための視点を提示することである。

全編は六つの章（以下、第 1 章、第 2 章と称する。論文中の記述は「」から成り、第 1 章が序論、第 2 章が本論、第 3 章が結論に当たる。

第 1 章「はじめに」では、既存研究文献の広範なレビューを基にしつつ、以下の五点の指摘を行い、それらを踏まえて上記の研究目的を確立している。

空間認知と空間的行動とは、従来の行動地理学で常に主要テーマとして取り上げられてきたにも拘わらず、前者については個々の人間がその頭の中に描いている地図（認知地図）の特徴を、後者については個々の意思決定の結果として具現した行動の特徴を、それぞれ個人の属性の違いと関わらせつつ解釈することに専念し、一連のプロセス中に共に存在する現象として当然見られるはずの、お互いの間の相互作用については、十分な研究が行われてきたとは言えないこと、個人が空間的行動に関して行う意思決定は、頭中の認知地図のみに基づいて下されるのではなく、実際の移動行動中においても、その個人を取り巻く形で存在するさまざまな物理的・知覚的・心理的諸現象（すなわち移動環境）の中から、必要な情報を認知し、それらに対応した細かい行動に関する意志

決定をしていること、健常者の場合、移動環境からの情報認知の約八割は視覚に頼っており、しかも認知と対応行動決定の多くが、本能的あるいは習性的な行為として、ほとんど無意識下で行われているため、健常者に対する聞き取り調査等をいくらか詳細に繰り返しても、人間が移動環境中から認知する必要情報とそれに対する反応形態の全貌を知ることが不可能であること、それに対し視覚障害者は、健常者が無意識下で行っている上記の作業を、視覚以外の五感をフルに活用しつつ、ひとつひとつ明確な意識下で行っているので、それらを調査・分析することにより、人間が空間を移動する際に行っている細かい意思決定プロセスの全貌に迫ることが可能であること、そのような調査・分析の結果を、従来の研究成果と組み合わせることにより、人間がその空間認知から空間的行動実行に至る間に行っているすべての意思決定プロセスを、より完全に近い形で把握することが可能となること、行動地理学の研究方法を視覚障害者の空間的行動研究に用いる、より有効な方法を確立することにより、障害者福祉への地理学からの貢献の道を開く可能性が生まれること。

第 1 章「研究方法」では、第 1 章と第 2 章前半（第一～三節）で行われる、視覚障害者の空間的行動に関する実証研究の部分で具体的に取られた、方法・手順が詳しく紹介されている。そのポイントは、以下の(a)～(c)の三点にまとめられる。

(a) 既存の視覚障害者に関する行動の研究が、「実験室的」小規模空間内で行われていた点を批判し、本論文では日常的な生活空間内での、空間認知と空間的構造とを調査・分析する方法を用いること、(b) 視覚障害者の空間認知特性の把握を、巨視的（マクロ）空間認知特性と微視的（ミクロ）空間認知特性の二つに分けて行い、前者では、行動対象地域全体に関する被験者の空間理解（認知距離、認知座標）を、認知地図実験に

よって明らかにし、後者では、行動経路上の個々の場所において被験者が利用する、より細かい移動行動決定のための空間的手がかり（移動情報）を、聞き取り調査によって明らかにすること、(c) 日常的移動地域の移動環境に対して、視覚障害者が抱いている様々な事項に関する満足度を、聞き取り調査によって明らかにし、(a)・(b)の結果と併せ考察することによって、視覚障害者のモビリティを規定する因子を見つけ出すこと。

第 3 章「日常的な生活空間における視覚障害者の空間認知」では、上記(b)で述べた巨視的空間認知特性の具体的把握が、京都市北区にある視覚障害者専用訓練施設「社会福祉法人京都ライトハウス」に所属する視覚障害者三十一名を被験者とする、施設周辺地区での認知地図実験によって行われ、そこにみられる認知距離や認知座標が、現実の地表面におけるものとの間に示す、ずれや歪みの実態が明らかにされた。その大小は、障害の程度だけでなく、視覚が利用可能であった期間の長さや、障害の履歴によってもさまざまな変化を示すことが明らかとなった。

第 4 章「視覚障害者の空間認知と空間行動」では、上記(b)で述べた微視的空間認知特性の具体的把握が、第 3 章と同じ被験者に対する詳細な聞き取り調査によって行われ、移動しつつある経路上の個々の場所を、視覚障害者とその認知地図上で特定するのに役立てている空間の手掛りについて、多くの具体的な事例と、その利用のされ方が明らかとなった。また、第 5 章の分析との対比検討により、移動中に利用する移動情報量が多いほど、認知距離の実距離に対する、過大評価の起こることが確認された。

第 6 章「視覚障害者の移動環境評価とモビリティ規定因」では、歩行訓練ではない日常生活での移動行動において、視覚障害者が移動環境（主要二十八指標）に対して持っている満足度（移動環境評価）を、綿

密な個人面接聞き取り調査によって明らかにし、第 7 章で分析された空間認知特性と、個人の日常行動との関わりを分析した。対象者は、京都ライトハウスの歩行訓練修了生で、終了後も定期的にライトハウスへ来訪し、日常的によく移動行動を行っていることが確認されている。京都市在住の三十三名の視覚障害者である。調査結果に対する因子分析によって、「人的支援」、「空間定位」、「物理的障害」、「移動情報提供・利用」、「移動遂行」の五つの因子が、移動環境に対する主要な評価要素を構成していることが明らかとなった。ただし、これらの移動環境に関する因子と、視覚障害者のモビリティ（指標は単独移動率）とに関する重回帰分析を行ったところ、十分に有意な関係を認めることができなかった。このことにより、視覚障害者のモビリティが移動環境の良否のみによって決まるものではなく、視覚障害者自身の個人属性（障害の度合い・性別・年齢など）や内面的特性（移動に対する積極性）が、それを決定するもう一つの大きい要因をなしていることが確認された。これは視覚障害者に対する支援のあり方を考える際の重要な課題の指摘にほかならない。

第 8 章「結論」は、第一節「本研究の成果」と第二節「提案 行動地理学からのさらなる社会的貢献にむけて」とから成る。

第一節では、前章までの実証分析・考察の結果が整理され、視覚障害者の「空間認知」から「空間的行動」に至る意思決定プロセスにおいて、両者の間に移動対象空間に関する視覚障害者の「環境評価」という行為が、きわめて重要な意義をもって介在することを、その役割の説明とともに明示した。著者独自の模式図が結論図として掲げられており、本文の主目的が達成されたことを示している。

第二節は、本論文の副目的に対応するものであるが、「提案」という言葉が示す通り、本論文中で明らかとなった、社会的貢献を目指す際の

さまざまな課題を列記した簡単なものとなっている。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇三年七月二十六日(土)午前十時から十一時五十分まで、創思館のプロジェクト研究室三〇三において、標記三名の審査委員により、傍聴者二十余名同席のもと公開審査方式で行われた。そこで述べられた各審査委員の見解は、次に掲げる通りである。

主査 須原英士雄

本論文が持つ、既存の行動地理学研究成果中には見られない、多くの独創的で優れた点については、「論文内容の要旨」の中で既にその大部分が指摘されている。その要点を、本論文の主目的に関わる部分についてまとめて示すならば、以下のようになる。

(一) 空間認知と空間的行動との間に見られる相互作用的な関係の解明に、行動地理学から初めて本格的に取り組んだこと、(二) その解明に当たって、視覚障害者を調査対象者とするという、従来の研究に見られなかったユニークな視点を設定したことにより、健常者のみを調査対象者とした従来の研究では決して分らない、多くの新事実を明らかにしたこと、(三) 従来のこの種の研究中でもほとんど例を見ない、綿密な計画に基づく三種類もの面接方式聞き取り調査を、膨大な物理的労力の投入と精神的粘り強さの発揮とにより実行したこと、(四) 調査結果の分析と対比検討により、「空間認知」と「空間的行動」との間に介在して重要な役割を果たしている、視覚障害者自身の「環境評価」の内容を、初めて具体的に解明したこと、(五) 以上の調査・分析・考察をもとに、「空間認知」「環境評価」間と、「環境評価」「空間的行動」間に、それぞれ働いている相互作用を明らかにすることによって、視覚障害者

の「空間認知から空間的行動に至るまでの意思決定のプロセス」を、行動地理学の中で初めて具体的に解明し、模式図(結論図)として示したこと。

これらの諸点に見られる果敢な研究意欲、ユニークな視点を見つけ出す能力、困難な調査の計画・実行を完遂させた綿密な組織能力と強靭な精神力、調査データにそれぞれ適切な分析を加え、それらの結果を整理・統合して、従来の行動地理学の中に見られなかった新しい意思決定プロセスのモデルを導出した思考能力は、きわめて高く評価されるべきものであり、それらの成果の結実としての本論文は、課程博士の学位論文として満たすべき水準を十分にクリアしているものと認められる。

なお本論文には、「論文内容の要旨」の最初の部分でも述べた通り、行動地理学の研究が視覚障害者福祉に貢献できるようにするための視点を提示するという、副目的が立てられている。そのため本論文では、この副目的に対応すると考えられる趣旨の記述が各所で行われており、論文全体の中でかなりの構成比を占めている。しかし、「論文内容の要旨」の最後でも述べた通り、この副目的に対する結論は、第 1 章第 1 節において「提案」という言葉のもとに簡単に記述されているだけで、博士学位請求論文の「結論」に相当するレベルのものになっているとは言いがたい。また、そのような記述が本論(第 2 章)中の各所に存在することが、主目的に関する論考の筋をいささか分りにくいものになっている面も否定できない。従って、この副目的と、それに関わる記述のうち主目的との関わりを持たない部分とは、本論文では本来書かれるべきでなかったと言えよう。

ただ、副目的に関わる分析・考察によって、視覚障害者のモビリティ規定因と、それへの社会の側の対応視点とに関する論議が、今までをはるかに越える高いレベルで行われ得る基礎が提示されたことは間違いな

い。副目的に関しては、論文としての結論を作成するまでには至らなかつたものの、将来のこの方面の研究発展に裨益する部分が、本論文に含まれることになったという点では、相応の評価を与えることが可能である。将来著者によって、この部分に関する論考がより整備・整理・体系化された形で、独立した論文あるいは著書として公刊されることを大いに期待したい。

副査 生田真人

地理学における人間の空間認知と空間的行動の研究については、第二次世界大戦後にアメリカ学派を中心として発展し、その研究にはかなり長い歴史がある。しかしこの分野の研究は、地理的スケールでの空間認知の問題と空間的行動とに分離してそれぞれ個別の研究テーマとして展開する傾向があつた。例えば、消費者の買物行動に関する研究は、後者の一例である。そうした傾向の中で、本間論文は、アメリカやイギリスの研究動向をふまえつつ、視覚障害者に焦点を当てて空間認知と空間的行動を統合的に取り扱つと同時に、障害者の行動環境を整備する上での基礎的研究に新しい論点を提出した。

本間論文は、空間認知上の特徴と個人の行動との関係を考える際に、視覚障害者の移動環境評価に関する分析を導入して検討した。そして、一連の計量的分析を通して、行動対象地域の環境特性を明確にし、個人の属性と移動に関連する情報を連関させて検討することで、視覚障害者の空間的行動を説明しうることを明らかにした。また、障害者の空間的行動に対する支援のありようについても一定の指針を得ることができた。このように本間論文は、欧米の研究動向を踏まえた先端的な研究であり、課程博士にふさわしい優れた論文である。

副査 矢野桂司

本論文は、行動地理学の主要な課題である日常的な生活空間における空間認知と空間的行動の関係を、視覚障害者を対象にすることから明らかにしようとした意欲的な論文である。視覚障害者との詳細な対面による聞き取り調査に基づいた、空間認知分析や環境評価分析は、これまでの健常者を対象とした分析では明らかにできなかった視点を明確にした。

視覚障害者の空間認知におけるずれの説明や、視覚以外から取得する空間情報の詳細な分析、さらに、かれらの移動に際しての環境評価の潜在構造を明らかにした点は評価される。特に、視覚障害者のモビリティが、単に、個人的な属性性に依拠するのではなく、彼らの移動に対する意識が重要である点を明らかにした点は、障害者に対して、何をすべきかを考える点において示唆的である。実証部分の、章はすでに学会誌などで公表されたものであり、その完成度は高い。

試験または学力の確認の結果の要旨

提出された審査論文は、申請者が地理学の全国学会機関誌一誌に掲載した論文二編と、地理学専門啓蒙雑誌一誌に掲載した論文二編、及び学会等での口頭発表六件をもとに、加筆・修正を加えて作成したものである。それぞれの業績は、オリジナリティーや研究到達度に関して、既に学界から高い評価を得ている。また、申請者の既発表論文の内容・博士課程後期課程入学試験時の成績等から、関連科目に関する十分な学力の所持者であることが文学研究科委員会により認められ、本学学位規程第二十五条第一項により、関連科目に関する試問の全部が免除された。

当審査委員会は、上記の諸点、および「論文審査の結果の要旨」に示された各審査委員の見解、関連論文や口頭発表に関する学界的評価、そ

の他学業成績等を総合的に判断して、本学学位規程第十八条第一項により、申請者に博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認めらる。

渡 辺 公 三

『司法的同一性の誕生』

市民社会における個体識別と登録

□

学位の種類 博士（文学）

授与年月日 二〇〇三年九月十九日

審査委員

主査 大 戸 千 之

副査 小 田 内 隆

副査 谷 泰

論文内容の要旨

「人間とは何か？」人類学がその出発点において自らに課したこの問いに対して、そうした問い自体が発せられる地平である「西欧近代」の「知」の特異なあり方に、人類学者である渡辺氏はわれわれの注意を向ける。すなわち、この問いの前提にある「同一性」、「アイデンティティ」の探求である。本書は、今日エリクソンの著作などを通してわれわれにも馴染みの「同一性」の観念をめぐって、これまであまり注目されてこなかった一面を取り上げたものである。それは、本書のタイトルとなった「司法的同一性の誕生」という西欧近代に特有の事態であり、より具体的には「指紋」によるある個人の「同一性」画定の技術をめぐる知の系譜である。

序章で指摘されているように、「主体」としての西欧的個人は多様な姿をもって現れる。哲学的な超越的主体、市民社会での経済的所有の主

体、生の経験・思考の主体、道徳的責任主体としての「人格」、あるいは全体社会に対置される個人主義的イデオロギー、等々。しかし、本書が問題とする「司法的同一性」とは、これらのいずれとも連続しながらどれにも重なり合うことはない、もうひとつの西欧的個人のイデオロギーである。それは、近代市民社会の内部で形成された個体識別と登録の表象「制度であり、個人を「識別され同一化される個体」として国家に暗黙のうちに絡めとり、国家が管理する法的ゲームの主体「客体として召還する。こうした個体識別（同一性の確認）は、植民地支配に裏付けられた近代国民国家が独占した統治技術の核心にあるもので、「同一性」という觀念の光学」によって支配の対象である「個人」を照らし出し、「国民」という全体性のなかに統合する一種の光学装置として働く。この種の「同一性」は西欧近代に固有なものであり、「司法的」と形容される他はない。「司法的同一性」の表象「制度はまず、一九世紀の学知の周辺、「余白」に形をとりつつあった人類学的知の内部で誕生し、やがて社会の基底に静かに浸透していく。この発端を、今日では奇妙な沈黙のベールで覆われた一九世紀後半の制度史の片隅で起きた、「指紋法」にもとづく個体識別と登録の技術の形成のなかに跡付けていくことが、渡辺氏の仕事の中心である。

本書は、書き下ろしの序章と終章をのぞき、ここ十年間に公刊された諸論文からなり、全体で四部構成に編集されている。第一部と第二部は「指紋法」による個体識別と登録の技術の成立をめぐる歴史と人的ネットワークを詳細に辿り、そこに「司法的同一性」が誕生する経緯を明らかにする。

まず、「ベルティヨン」と司法的同一性の誕生」と題された三つの章からなる第一部は、個体識別と登録のための科学的技術として人体

測定法を開発した一九世紀後半のパリ警察官吏、ベルティヨンを取りあげる。もつとも初期に書かれ、渡辺氏の探求の出発点となった論考である。パリ人類学会の創立者ポール・ブロカの「不肖の弟子」であるベルティヨンが、人種的人类学的研究のためにブロカによって考案された人体計測法を犯罪者の身元割り出し（同一性「個体識別」）に応用するという「コペルニクスの転回」を成し遂げる経緯を検討する。その背景には、一九世紀後半のフランス警察機構が直面していた状況があった。一九世紀の大都市パリでは、交通システムの急速な拡大と大規模な人口流動によって、軽犯罪の増加、とくに累犯者の急増が、犯罪人の同定と記録を切迫した要請としていたのである。より深部の変化としては、フーコーが論ずる「身体刑の時代」から「一般的な規律・訓練の時代」への移行が、「一望監視システム」に対応する犯罪者の同定と記録のシステムの形成を求めていた。こうした市民社会内部に生じつつあった変化のなかで、新たな表象の技術論の対象として、犯罪者の同一性（個体の記述可能性）がかたどられる。一九世紀後半に一世を風靡した「ベルティヨン方式」は、この要請を最初に具体化した個体識別法であった。この方法は、累犯者の同定のために犯罪者の顔と言葉（名）を抹消し、「同一性」を身体各部の計測値と類型化・符号化された特徴記述に還元することから成り立っている。それは、可能なかぎり人工的に死体に近似した固定化された同一性であり、それによって個体（犯罪者）の身元の迅速かつ効率的な登録・検索を可能にする。渡辺氏は分類と検索の体系として、このベルティヨン方式はプロカの人種論的人类学研究を介して一八世紀以来の博物学的分類知の系譜に連なるものと仮説的な見通しを立てる。さらに、同一性の証明による管理が、やがて犯罪者ばかりではなくすべての社会成員に普遍化され、識別された個体を「国民国家」に絡めとる統治技術であることを指摘する。

第二部の中心的部分は第四章「近代システムへの インドからの道」である。ここで渡辺氏は、ベルティオンに端緒をみた個体識別技術の、イギリス植民地支配の経験のもとにおける固有な展開を明らかにする。インドのベンガル地方の植民地行政官たちの統治経験と、統計学・遺伝学・優生学のパイオニアで、ベルティオンとも交流があったゴルトンの理論的知とが提携するなかで、「指紋法」が導入される。ここにいたる経験と技術知の展開をめぐる世界規模の知的交流の物語的記述は、本書全体のなかでもっとも生彩にとみ、「指紋」という細部に宿る近代西欧の歴史の一齣を鮮やかに照射したものである。第五章は、以上の個体識別法と結びついて写真という新しい光学技術が導入された事実注目し、ベルティオンの司法写真にみる画一化され無機的な個体像が、彼の人体計測法によってかたどられた司法的同一性に対応することを強調する。これと比較されるゴルトンの合成写真は、個人の固有性を抹消し、個人が属する類的存在の特徴を写し取ろうとしたもので、当時の人種論的人類学の類型論的な知の系譜と同一平面にあるとされる。すでに、ベルティオンについて指摘されたように、個体識別法の誕生において、分類学的、類型論的な知の系譜を引く一九世紀の人種論的人類学からの影響があったわけであるが、「類型」(種)から「個体」へと適用のレベルの変化を伴うことによって、この影響にかななる屈折があたえられたのであろうか。この点で、続く第六章「スフィンクスへの問い」は精神医学の分野に目を移して、シャルコーとその弟子フロイトとの関係を検討することによって、精神医学の分野に同様の認識論的变化が起きていることを示唆して興味深い。すなわち、渡辺氏は、シャルコーによる神経症の人種論的理解に対してフロイトがおこなった批判に、個人を遺傳的与件から類型論的に捉える分類学的・類型論的な知から離れて、個人意識の内部に起きる出来事に注目する新しい人間理解の可能性の探求

を見る。これを、序章や第一章で示唆された同時代の人類学の刷新の動きの立役者、モースによる「個体的なものの精密科学」の提唱と結びつけると、一九世紀から二〇世紀の移り変わりの時期に「同一性」をめぐる知の変動を予想させずにはいない。

第三部では、プロカによるパリ人類学会設立を中心とした人種論的人類学と国民国家の統治イデオロギーとの間の関係を検討し(第七、八章)、「人種」という人間集団の同定、分類に関心を集中させた成立期人類学が、徴兵制における同一性管理(個体識別と登録の表象「制度」)との間に、人目にはつきにくい知と技法の往還を経験していたことを指摘する(第九章、補章二)。当時の人類学がいれば、「nation 構築の人種理論」として重要な実践的役割(徴兵制、植民地支配、人口問題、など)を担わされていたこと、ベルティオンが道を開いた身体的特徴によって個人を同定する技法が市民と非市民を注意深く境界画定する制度として定着したことが強調される。人類学的知と国民国家の統治技術との交差する知的布置において「司法的同一性」が誕生したことが、より広い歴史的コンテクストにおいて明らかにされる。

第四部は、明治から昭和初期にかけての日本の近代国家形成に「西欧的同一性」がいかなる刻印をもたらしたかを考察する。ここでは、すでに検討されたフランス、イギリスおよびその植民地で起きたことと共振するかのよう、「司法的同一性」の誕生の物語が驚くべき「同時代性」をもって繰り広げられたことが示される。渡辺氏の言う「同一化空間」は国際的な情報流通回路の整備とともに、地球的規模の広がりを獲得していく。

終章では、新たな世紀転換期である「現在」に起きつつある「司法的同一性」の変異の徴候を紹介しながら、そのさらなる「普遍化」と変質を予想しつつ全体の論を閉じる。

論文審査の結果の要旨

本論文の審査は、二〇〇三年七月二十三日午後二時より末川会館第四会議室において、公開で行われた（傍聴者三名）。審査委員三名の協議による総合所見を以下に述べる。

本書を構成する諸論文は、いずれも独立した機会に別々に発表されたものであるにもかかわらず、渡辺氏の問題意識と方法的な姿勢の一貫性は際立っている。言うまでもなく、「西欧的同一性」、「統治技術」というテーマはフーコーのそれを想起させ、事実、渡辺氏自身もこの点を明確に意識して、その仕事の出発点としている。しかし、司法的同一性、「指紋」という統治技術の細部に集中し、その生成をめぐる人的・知的ネットワークを解析していくミクロなアプローチは、本書の大きな特徴をなしているといえよう。

ただ、こうした方法的選択の結果として個人のネットワークが前面に出されたため、その歴史的文脈に関する記述が十分とはいえないように思われる。一九世紀フランスについては、本書の主題に直接かわる国民国家の統治の知と技術に関する社会史的研究がもっとも進んでいる分野であるが、渡辺氏はその成果をあまり利用していない。また、使用された史料は当時の人類学会誌の論文や法・理論テキストに限られ、そのため個体識別と登録の制度的実践的な側面への考察が乏しいことも指摘できよう。

渡辺氏が追跡したネットワークの発見的機能は明らかであり、そこから出発して深層の「同一性」をめぐる知の連関構造が探り当てられていく手際は鮮やかである。にもかかわらず、随所に開陳される「同一性」の知的系譜に関する考察は多くの場合に、示唆的、断片的なものにとど

まっている。これは、ひとつには本書が長い時間にわたって書かれた論文を集めた論文集という性格によるものと思われるが、少なくとも各章に散在する具体的な創見、展望などをまとめたかたちで最後に提示してほしかった。

人類学と「司法的同一性」の関わりを探求した本書は、人類学の依って立つ「同一性」概念の本質主義的性格にこれまでとは異なつた批判的視点を提出し、現代人類学の抱えている問題性をもっとも深く、遠い射程で掘り起こした基礎作業としてもきわめて意味深いものである。しかし、この点で、プロカらによる一九世紀的な人類学との関連は明らかにされたものの、世紀転換期におけるモースによる現代人類学の創始が「司法的同一性」の歴史といかなるかたちで交差するのが、十分に追及されているとはいいがたい。著者の専門のひとつが人類学史にあるだけに惜しまれる。

渡辺氏が解明する「司法的同一性」の問題性は、指紋捺捺や国民総背番号制による管理といった現代社会の根本問題に関わるばかりではない。それはさらに、われわれの他者認識の枠組そのものにも関わってくるように思われる。日常生活世界でわれわれが他者に対するとき、確実なものとして参照したくなるのが、人種や文化の帰属をはじめとした、過去参照的な固定的所与であることは否定できない。近代的個人としてのわれわれ自身が渡辺氏のいう「同一性」という光学装置を内在化し、他者を生ける存在としてではなく、固定化された同一性をもつ類型と見る傾向をもつのではないか。そこでは、対話も、自立も、新たな自己に向けての投企も起きない。この点で気になるのは、第六章「スフィンクスへの問い」で、まさにこうした類型的同定を拒否したフロイトの「転移」問題をとりあげながら、そこに萌芽的に示された新たな系譜の位置づけがなされていないことである。この点についても、今後の更なる検

討を待ち望みたい。

試験または学力の確認の結果の要旨

本書は、これまで「西欧的同一性」という観点から自覚的に研究されることがほとんどなかった個体識別法の歴史について、文字通り手探りの作業を続けながら、沈黙に覆われていた西欧近代の片隅に伏在する巨大な系譜学的問題関連を浮き彫りにすることに成功している。この関連の束の個々をさらに深く解明する作業は、この研究ではなお果たされていないが、「あとがき」に述べられているように氏の今後の課題となるはずである。ともあれ、きわめて困難で、また多大の時間と労力を要する課題に一貫としたアプローチで道筋を与え、それを読者の興味を喚起せずにはいない巧みな筆致で描ききった本書は、第一級の研究成果として高く評価されるべきものといつてよいであろう。また、同時に提出された英語、仏語による要約は正確であり、十分な語学力があるものと判断される。

審査委員会は、以上の諸点を総合的に判断して、申請論文は本学学位規程第十八条第二項により、博士（文学 立命館大学）の学位を授与することを適当と認める。